

令和元年度版

もりぐちの環境



守 口 市

守 口 市 民 憲 章

わたしたちは、自由と平和を愛し、人間尊重と自主自立の精神に立ち、互いに協力してよりよい生活を営むためにこの憲章を制定します。

- (1) わたしたちは、公害を出さないように心がけ、緑と広場のある生活環境をつくりましょう。
- (2) わたしたちは、お互いに仲良くし、あたたかい人間関係によって連帯感を育てましょう。
- (3) わたしたちは、自然と文化財を守り、教養を高め、常識豊かな社会人となりましょう。
- (4) わたしたちは、社会福祉を進め、特に青少年に夢を、老人、身障者らには行きとどいた愛の手を伸ばしましょう。
- (5) わたしたちは、市政に対して批判と協力を惜しまず、明るい守口市をつくりましょう。

目 次

第1部 総 論

第1章 守口市の地域的特徴	1
第1節 地 勢	1
第2節 人 口	4
第3節 産 業	5
第4節 道路・交通	6
第5節 都市計画区域及び用途地域	6
第2章 環境行政の概要	7
第1節 行政組織等	7
第1 行政機構	7
第2 事務分掌	7
第3 環境関係法	8
第4 事業計画	9
第2節 公害対策事業費等	10
第1 公害関係等予算	10
第2 公害関係測定機器	10

第2部 大 気 汚 染

第1章 大気汚染の現況	11
第1節 大気汚染に係る環境基準及び環境保全目標	11
第2節 大気汚染の監視体制	12
第3節 大気汚染の概況	14
第4節 汚染物質別の状況	14
第1 二酸化硫黄	14
第2 窒素酸化物	16
第3 浮遊粒子状物質	19
第4 光化学オキシダント	21
第5 微小粒子状物質 (PM _{2.5})	22
第5節 簡易測定による窒素酸化物調査	23
第2章 大気汚染対策	26
第1節 固定発生源対策	26
第1 法律・条例に基づく規制	26
第2節 自動車排出ガス対策	27
第1 自動車排出ガス規制	27
第3節 光化学スモッグ対策	28
第1 光化学スモッグ (オキシダント) 緊急時対策	28
第2 光化学スモッグ発令状況	30
第3章 地球温暖化	32
第1節 地球温暖化について	32

第2節 地球温暖化対策	32
-------------	----

第3部 水 質 汚 濁

第1章 水質汚濁の現況	33
第1節 水質汚濁に係る環境基準	33
第2節 公共用水域等の汚濁状況	35
第1 環境基準等の達成状況	35
第2 公共用水域の水質調査	36
第3 地下水の水質調査	39
第2章 水質汚濁対策	41
第1節 法律・条例に基づく規制	41
第1 規制の概要	41
第2 水質汚濁防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制	41
第2節 特定（届出）施設の設置工場・事業場の現状	41
第1 公共用水域に排出している事業場の現状	41
第2 公共用水域に排出していない事業場の現状	41
第3節 水質汚濁対策	42
第4節 地下水汚染対策	42

第4部 騒 音 ・ 振 動

第1章 騒音・振動の現況	43
第1節 騒音・振動の概況	43
第2節 環境騒音の状況	43
第3節 自動車騒音・道路交通振動の状況	43
第2章 騒音・振動対策	54
第1節 法律・条例に基づく規制	54
第1 規制の概要	54
第2 工場・事業場に関する規制	54
第3 特定建設作業に関する規制	54
第4 拡声機の使用等に関する規制	54

第5部 悪 臭

第1章 悪臭物質の規制	59
第1節 特定悪臭物質に係る規制	59
第2節 臭気指数に係る規制	59
第2章 屋外燃焼行為の規制	60

第6部 ダイオキシン類対策

第1章 ダイオキシン類対策	61
第1節 ダイオキシン類対策	61

第7部 公害苦情

第1章 公害等に関する苦情	63
第1節 苦情の概要	63
第2節 苦情の受理・処理状況	63

第8部 被害救済等

第1章 公害健康被害の補償等制度	65
第1節 制度の概要等	65
第1 補償給付	66
第2 公害保健福祉事業	68
第3 健康被害予防事業	69

第9部 環境啓発・美化の推進

第1章 環境問題に関する知識の普及	71
第1節 環境啓発行事の実施	71
第2章 環境美化の推進と普及・啓発	72
第1節 美化清掃活動の推進	72
第2節 違反簡易屋外広告物等の除却	72
第3節 アドプロロード・プログラムの支援	73
第4節 路上喫煙防止の啓発	74

第10部 廃棄物

第1章 ごみ処理事業の遷移	75
第2章 ごみ減量・資源化推進	77
第1節 一般廃棄物処理基本計画について	77
第2節 ごみ処理に係る数値目標	78
第1 目標設定にあたっての考え方	79
第2 将来目標の設定	79
第3節 ごみの減量化・資源化施策と実績	80
第1 ごみの減量及びリサイクル促進に関する啓発活動の実施	80
第2 ごみの分別搬出の徹底	80
第3 プラスチック製容器包装分別収集の実施	80
第4 スtockヤード施設の整備	80
第5 粗大ごみ有料化の実施	80
第6 再生資源集団回収実施団体の募集及び奨励金の交付	80

第7節	拠点回収事業の実施	81
第3章	ごみ排出量の実績及びその性状	82
第1節	年間のごみ排出量の推移	82
第2節	1人1日当たりのごみ排出量の推移	83
第3節	資源化の実績	85
第4節	リサイクル率	86
第5節	焼却処理量及び最終処分量	87
第4章	ごみ処理・処分施設の概要	88
第1節	ごみ焼却施設	88
第2節	粗大ごみ処理施設	88
第3節	ストックヤード施設	89
第4節	最終処分場	89
第5章	し尿処理事業の概要	90
第1節	計画策定の趣旨	90
第2節	基本方針	90
第3節	下水道整備状況	90
第4節	生活排水処理形態	91
第5節	し尿及び浄化槽汚泥収集量	91
第6節	し尿及び浄化槽汚泥処理	91
第7節	生活排水対策の普及啓発	91

第 1 部 総 論

第 1 章 守口市の地域的特徴

第1節 地 勢

本市は、東西4,790 m、南北5,345 m、面積12.71 km²で、大阪平野を貫流する淀川左岸に位置しています。南および西の二方は大阪市に接し、東は遠く生駒、金剛連峰に臨んで門真市、寝屋川市に接し、北は北摂山系に面し、淀川を隔てて摂津市が近在しています。市域はおおむね淀川の沖積による平坦地であり、旧淀川廃川地とこれに続く淀川堤跡（OP8.9 m）の地帯がやや高層であるほか東南に至るにしたがって低くなっています。

地層は地表から1 m前後土砂で、次に粘土層が約0.5～0.6 mあり、以下は砂層ですが、深くになるにつれてその程度は大きくなっています。気候はおおむね温和であり、平均気温は17～18℃程度です。

市の北および東南の一部にあった農耕地は、近時の大都市周辺地域におけるスプロール現象と相まって、そのほとんどが宅地化、市街化し、市域の東西に伸びている国道1号を中心として、本市の基幹産業である電気機械器具製造の工場群が分布しています。図1-1-1に守口市の位置を、図1-1-2に守口市域図を示します。



市の木「くすのき」



市の花「さつき」

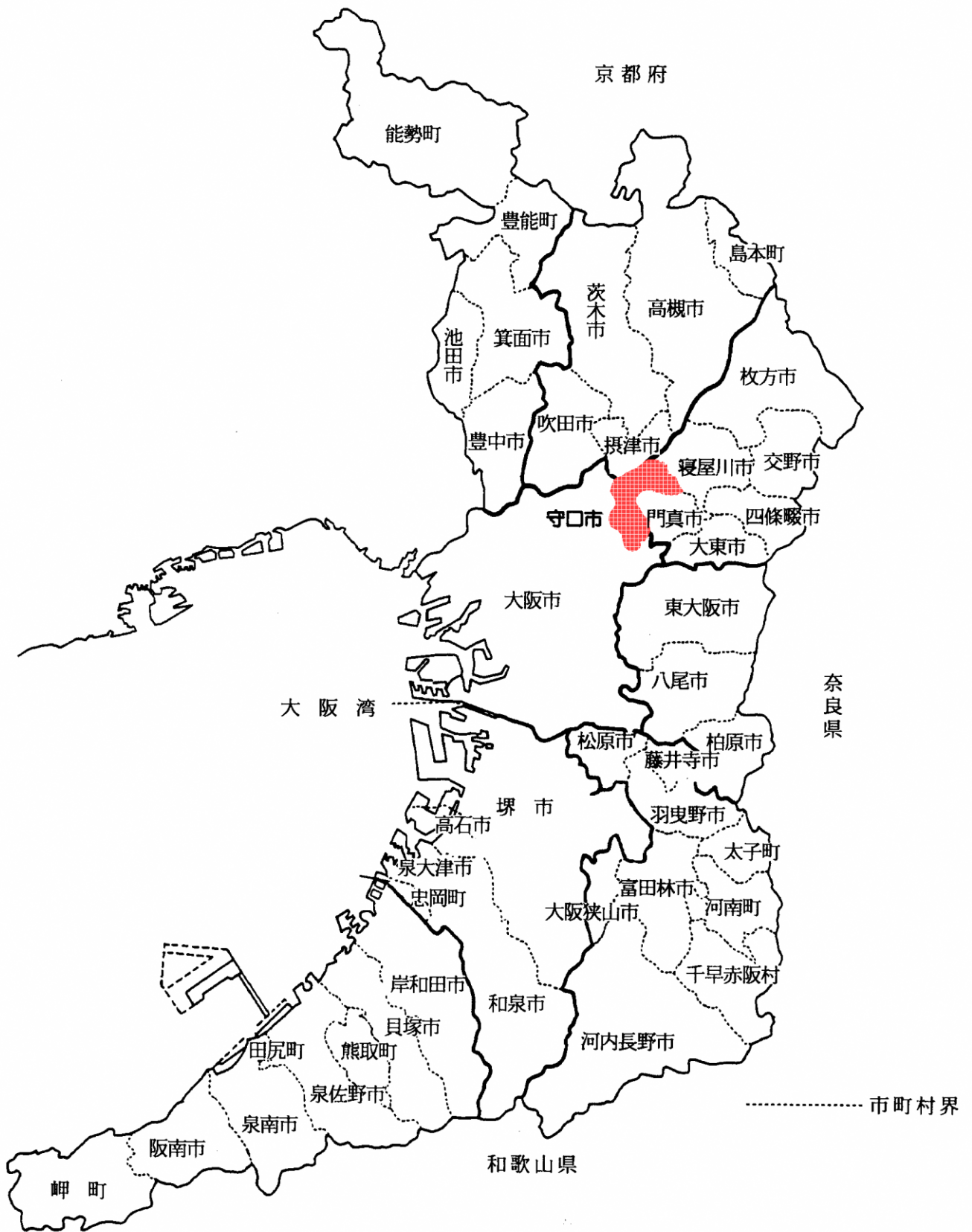


図 1-1-1 守口市の位置

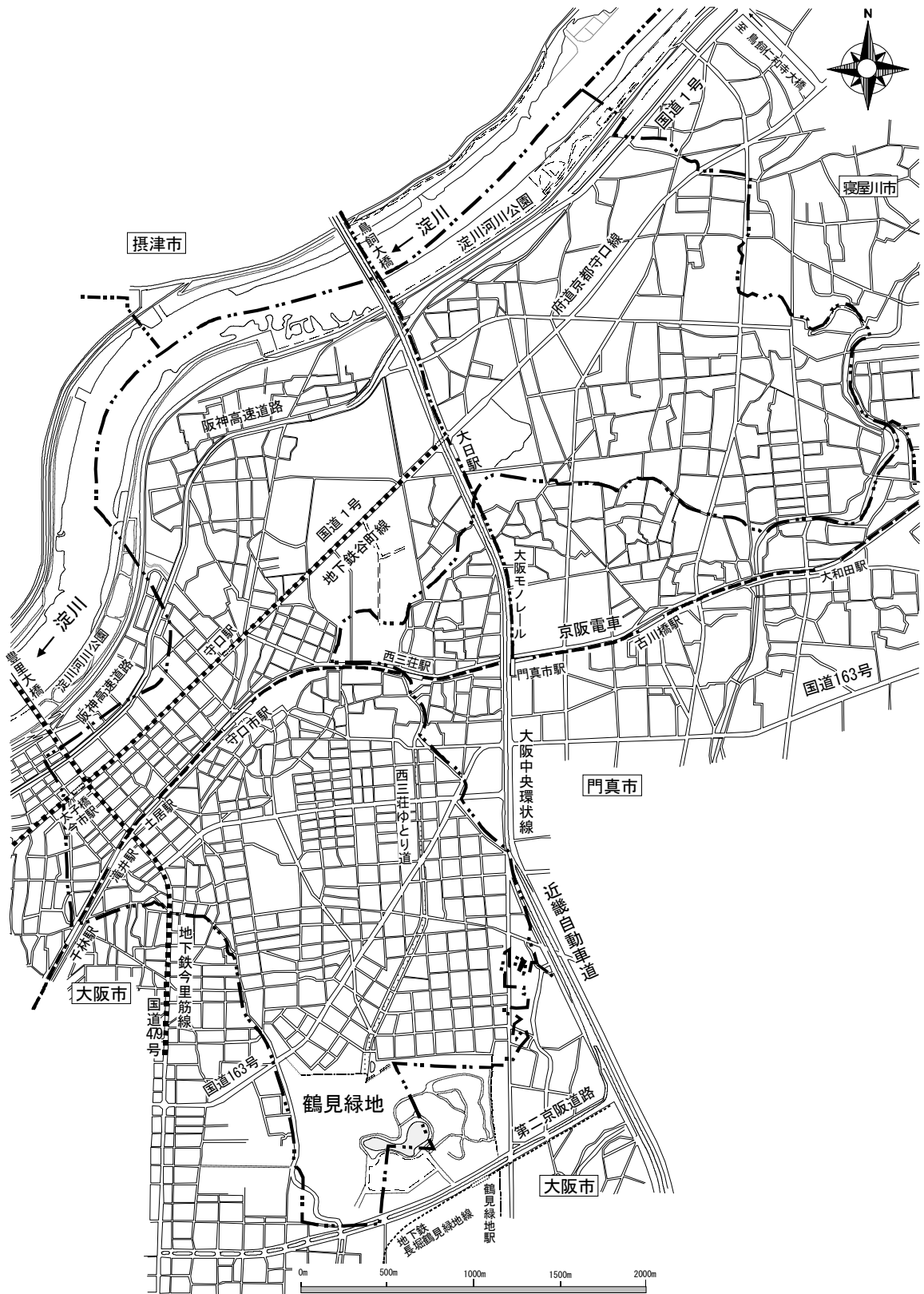


図 1-1-2 守口市域図

第2節 人 口

本市の人口は、昭和46年6月に187,791人を記録したのを最高に、その後漸減傾向を示し、平成30年版守口市統計書によると、平成30年10月1日現在で143,621人となっています。

これまでの人口で減少しましたが、その後は再び増加傾向を示し、平成30年10月1日現在71,610世帯となっています。また、1世帯当たり人口では、昭和40年に3.64人であったのが、昭和60年2.82人、平成30年2.01人と世帯の細分化が進増加の推移を見ると、昭和21年の市制施行時47,979人に過ぎませんでした。昭和32年庭窪町（12,699人）との合併により、87,210人に飛躍し、昭和35年の国勢調査では10万人を超えました。

その後、大都市への大量の人口流入により、大阪市に隣接する本市はいち早くその影響を受け、昭和46年には187,791人に達し、市制施行時の4倍近くの増加を見るにいたりました。しかし、昭和47年を境に減少を始め、昭和51年には18万人台を、昭和54年には17万人台を割り、平成16年以降においては14万人台となっています。

また、世帯数においては、昭和49年までは増加を続け、同年の61,774世帯以後減少傾向を示し、昭和58年には55,795世帯まで減少しましたが、その後は再び増加傾向を示し、平成30年10月1日現在71,610世帯となっています。また、1世帯当たり人口では、昭和40年には3.64人であったのが、昭和60年2.82人、平成30年2.01人と世帯の細分化が進み、核家族化傾向が強まっています（図1-1-3）。

さらに人口密度においては、平成30年10月1日において1km²当たり11,299人と依然高い人口密度となっています。

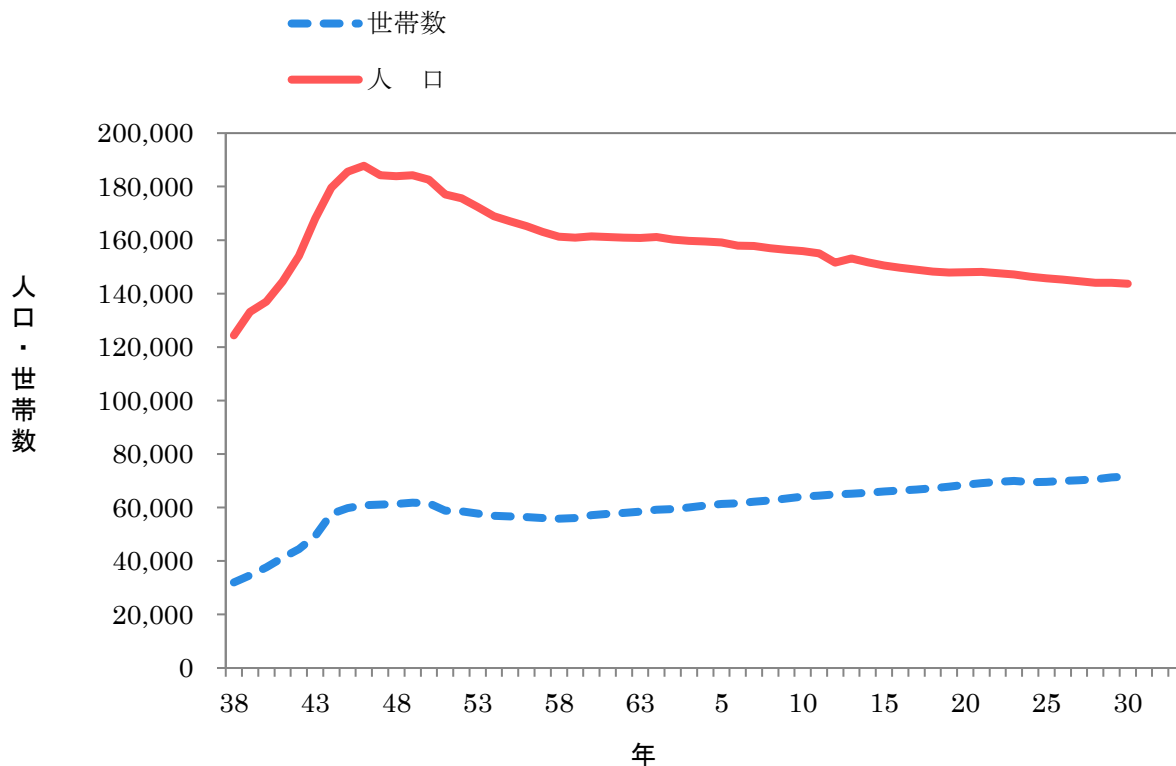


図1-1-3 人口・世帯数の推移

第3節 産 業

昭和30年以後の住宅建設に併せ、商業・工業などめざましい進出をみせた本市の産業も、近年における残存農地の減少および景気の低迷により、最近では事業所の伸びも鈍化の傾向を示しています。

守口の工業平成30年工業統計調査結果によると、平成29年6月1日現在の事業所数は253事業所でした。

また、産業分類別で見ると、「金属製品製造業」が47事業所で全体の18.5%を占め、次いで、「生産用機械器具製造業」が36事業所（14.2%）、「プラスチック製品製造業」が29事業所（11.4%）となっています（表1-1-1）。

表1-1-1 産業分類別製造業構成

中分類製造業	事業所数	比率(%)
食料品製造業	7	2.7
繊維工業	17	6.7
木材・木製品製造業(家具を除く)	—	—
家具・装備品製造業	4	1.5
パルプ・紙・紙加工品製造業	9	3.5
印刷・同関連業	18	7.1
化学工業	4	1.5
プラスチック製品製造業	29	11.4
ゴム製品製造業	1	0.3
なめし革・同製品・毛皮製品製造業	—	—
窯業・土石製品製造業	2	0.7
鉄鋼業	2	0.7
非鉄金属製造業	4	1.5
金属製品製造業	47	18.5
はん用機械器具製造業	11	4.3
生産用機械器具製造業	36	14.2
業務用機械器具製造業	5	1.9
電子部品・デバイス・電子回路製造業	11	4.3
電気機械器具製造業	27	10.6
情報通信機械器具製造業	1	0.3
輸送用機械器具製造業	5	1.9
その他の製造業	13	5.1

表1-1-2 製造業種別従業者数

製造業種	従業者数	比率(%)
家具・装備品製造業	45	0.8
電気機械器具製造業	1376	25.0
金属製品製造業	758	13.8
生産用機械器具製造業	711	12.9
印刷・同関連業	267	4.8
プラスチック製品製造業	404	7.3
繊維工業	135	2.4
食料品製造業	499	9.0
はん用機械器具製造業	212	3.8
その他	225	4.0
パルプ・紙・紙加工製造	195	3.5
電子部品・デバイス・電子回路製造業	227	4.1
化学工業	120	2.1
業務用機械器具製造業	97	1.7
輸送用機械器具製造業	150	2.7
鉄鋼業	16	0.2
非鉄金属製造業	35	0.6
情報通信機械器具	7	0.1
窯業・土石製品製造業	17	0.3
ゴム製品製造業	5	0.1
なめし革・同製品製造業	0	0.0
木材・木製品(家具除)製造業	0	0.0

製造業種別に従業者数をみると、大手メーカーが含まれている「電気機械器具製造業」の1,376人で全体の25.0%を占め、次いで「金属製品製造業」が758人（13.8%）、「生産用機械器具製造業」が711人（12.9%）となっています（表1-1-2）。

製造品出荷額は「電気機械器具製造業」が5,850,037万円（44.7%）を占め、次いで「生産用機械器具製造業」が1,420,250万円（10.8%）、「金属製品製造業」が1,114,234万円（8.5%）となっています。

従業者数規模別工場数や、製造品出荷額を総体的にみると、本市の工業は、「電気・生産用機械器具」を生産する事業所が中心となっている都市といえます。

第4節 道路・交通

本市における主要道路は、国道（1号線・163号線・479号線）、府道（京都守口線・大阪中央環状線等）、近畿自動車道および阪神高速道路があります。

平成31年3月31日現在の市内道路の路線数は、国道3、府道10、市道1,109、高速道路2の総数1,124路線となっています。

平成30年度の市内の自動車保有台数の総数は、48,058台（原付は除く）でした。車種別の台数は、普通・小型乗用車が25,358台（52.7%）、普通・小型貨物車4,189台（8.7%）、軽四輪乗用車10,566台（22.0%）、軽四輪貨物車4,293台（8.9%）、バス・特殊用途車450台（0.9%）、小型特殊車153台（0.3%）、二輪車3,049台（6.3%）となっています。また、原動機付自転車の保有台数は8,891台となっています（資料：大阪府北河内府税事務所・市総務部課税課）。

国道1号線の交通量（平成30年10月17日7時～19時）は、45,788台で、そのうち大型車（バス、貨物車類の普通車・特殊車）の交通量は、10,729台で大型車混入率は23.4%となっています（資料：大阪国道事務所）。

市内の交通機関は、京阪電鉄、大阪メトロ、大阪モノレール、京阪バス、大阪シティバスが主なものです。平成29年度の市内主要3駅における乗降車客数は、京阪守口市駅が11,875千人であり、大阪メトロ谷町線守口駅は17,147人（1日平均）、大日駅が31,865人（1日平均）となっています（資料：京阪電気鉄道(株)、大阪メトロ）。

第5節 都市計画区域及び用途地域

都市計画法に基づく都市計画区域及び用途地域の状況は表1-1-3のとおりで、用途地域の状況は、市域の総面積に対して住居系地域が61.5%、商業系地域が6.6%であり、工業系地域が23.8%となっています。

表 1-1-3 都市計画区域・用途地域の状況

(平成31年3月31日現在)

区 分		面 積 (ha)	総面積に対する割合 (%)
都市計画区域		1,271	100
市街化区域		1,178	92.5
市街化調整区域		93	7.3
用 途 地 域	第一種中高層住居専用地域	10	0.8
	第二種中高層住居専用地域	277	21.8
	第一種住居専用地域	346	27.2
	第二種住居専用地域	120	9.4
	準住居地域	30	2.4
	近隣商業地域	42	3.3
	商業地域	42	3.3
	準工業地域	277	21.8
	工業地域	26	2.0
	計		1,170

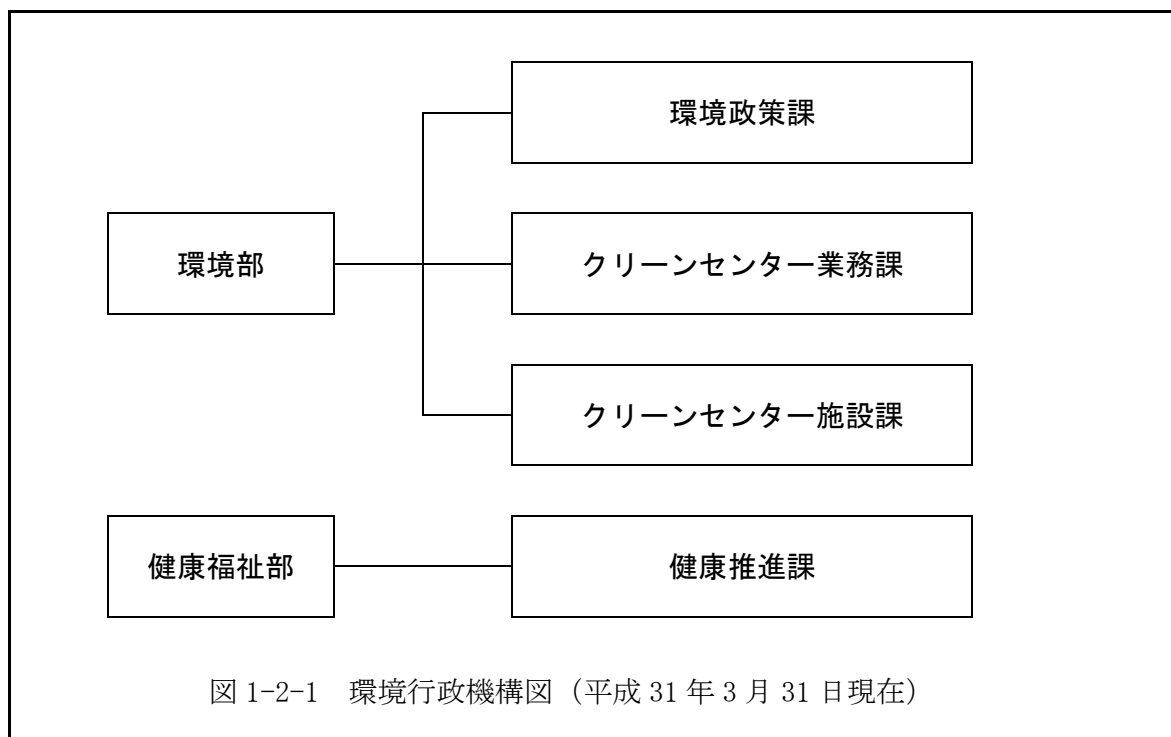
資料：都市整備部都市計画課

第 2 章 環境行政の概要

第 1 節 行政組織等

第 1 行政機構

本市の環境行政機構は、平成26年4月1日の機構改革により、市民生活部環境保全課とクリーンセンターが新たな部（環境部）として発足し、環境行政を一元的に推し進める体制となりました。また、公害健康被害補償法（昭和48年10月5日制定）に基づく補償に関する業務については、健康福祉部健康推進課の所管となっています。機構図を図1-2-1に示しました。



第 2 事務分掌（抜粋）

環境政策課

- ・ 大気汚染及び悪臭の監視、指導並びに苦情処理に関すること。
- ・ 地球温暖化対策の啓発、推進に関すること。（他）
- ・ 環境の美化推進に関すること。
- ・ そ族及び衛生害虫の駆除に関すること。（他）

クリーンセンター業務課

- ・ 一般廃棄物処理手数料の査定、調定及び収納に関すること。
- ・ 一般廃棄物処理事業の工事請負等の契約に関すること。（他）
- ・ 一般廃棄物収集の作業計画及び実施に関すること。
- ・ 一般廃棄物収集委託業者（許可業者を含む。）の指導監督に関すること。

クリーンセンター施設課

- ・ 一般廃棄物処理施設等の事業計画に関すること。
- ・ 一般廃棄物の搬入許可に関すること。（他）

健康推進課

- ・ 公害健康被害の補償給付に関すること。
- ・ 公害健康被害認定審査会に関すること。（他）

第3 環境関係法

環境関係の主な法令は次のとおりです。

環境全般

環境基本法

環境影響評価法

地球環境・エネルギー

地球温暖化対策の推進に関する法律

エネルギーの使用の合理化等に関する法律

公害全般

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

大気汚染

大気汚染防止法

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する

特別措置法

水質汚濁

水質汚濁防止法

瀬戸内海環境保全特別措置法

下水道法

騒音・振動

騒音規制法

振動規制法

土壌汚染

土壌汚染対策法

地盤沈下

工業用水法

建築物用地下水の採取の規制に関する法律

悪臭

悪臭防止法

ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法

廃棄物・リサイクル

循環型社会形成推進基本法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

資源の有効な利用の促進に関する法律

個別物品のリサイクル法（容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、
食品リサイクル法、自動車リサイクル法）

被害者救済

公害健康被害の補償等に関する法律

第4 事業計画

表 1-2-1 環境政策課事業計画表（平成 30 年度）

事業内容 (年・月)		30年										31年			備考
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
大 気	大気汚染常時監視測定局による測定	←												→	第1測定局・第2測定局・第3測定局
	大気環境調査（PTIO法）		↔			↔			↔			↔		市内15地点、年4回	
	温暖化対策（活動量調査及び啓発）	←												→	通年
	ダイオキシン類環境調査		↔			↔			↔			↔		大気：2地点・年4回、土壌・水質：1地点・年1回	
	発生源パトロール	←												→	工場等立入検査（府・市合同）
	光化学スモッグ緊急時対策		←							→					発令・解除時連絡
水 質 ・ 騒 音	環境騒音測定								←					→	道路に面しない地域6地点（昼間・夜間各2回）
	自動車騒音常時監視面的評価							←						→	市内主要幹線道路（年1回）
	幹線道路騒音・振動測定		←											→	道路に面する地域8地点（3日間連続測定）
	発生源パトロール	←												→	工場等立入検査
	公共用水域及び地下水水質測定			↔			↔			↔			↔		1河川1地点、地下水4地点
共 通	苦情等に伴う各種調査	←												→	通年
	環境啓発・美化推進活動	←												→	美化及び路上喫煙禁止キャンペーン・市民まつり・路上喫煙防止パトロール

表 1-2-2 健康推進課（健康被害補償）事業計画表（平成 30 年度）

公 舎 保 健	福 祉 事 業	リハビリテーション講習会								↔				守口市市民保健センター 1回 約11人×3回 延べ34人	
		転地療養（15歳以上）					↔							台風の影響により中止	
		家庭療養指導	←											→	保健師による家庭訪問指導
		インフルエンザ予防接種費用助成								←			→		助成金 自己負担の額
健 康 被 害	予 防 事 業	ぜん息健康相談	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔		気管支ぜん息等患者に対する相談・指導	
		アレルギーぜん息健康相談	←											→	乳児を対象に気管支ぜん息の発症予防のための相談・指導
		アレルギーぜん息健康診査	←											→	幼児を対象に気管支ぜん息の発症予防のための助言

第2節 公害対策事業費等

第1 公害関係等予算

表1-2-3 公害対策関係等当初予算（平成26～30年度） 単位：千円

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
公害対策費	18,979	21,203	19,225	16,733	17,089
公害健康被害補償費(A)	1,397,807	1,333,886	1,315,850	1,168,991	1,101,839
(A) 補償給付費	1,335,529	1,272,083	1,250,005	1,163,634	1,096,847
の 福祉事業費	4,008	4,052	4,061	4,050	3,610
内 事務費	55,261	55,927	60,565	廃止	
訳 環境保健事業費	3,009	1,824	1,219	1,307	1,382

※平成29年度より、事務費は補償給付費に統合。

第2 公害関係測定機器

表1-2-4 公害関係測定機器一覧（平成31年3月31日現在）

品 名	数量	購入年度	品 名	数量	購入年度
<騒音振動関係>			<大気関係>		
積分型普通騒音計	1	11	ガス検知器	1	元
普通騒音計	1	21	自動車排出ガス測定器	1	元
精密騒音計	2	28・30	二酸化硫黄連続測定器	3	4・8・11
振動レベル計	3	11・27・30	浮遊粒子状物質連続測定器	3	11・11・27
高速度レベルレコーダー	1	26	オキシダント連続測定器	3	11・28・28
騒音・振動レベル処理器	1	7	窒素酸化物連続測定器	3	23・23・26
			微風向風速計	3	24・20・25
			紫外線可視分光光度計	1	3



浮遊粒子状物質連続測定器



普通騒音計

第2部 大 氣 污 染

第 1 章 大 気 汚 染 の 現 況

第 1 節 大 気 汚 染 に 係 る 環 境 基 準 及 び 環 境 保 全 目 標

大気汚染に係る環境上の目標として、国においては環境基本法第16条の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、表2-1-1のとおり環境基準が設定されています（ダイオキシン類については、第6部参照）。

また、大阪府の「大阪21世紀の新環境総合計画」では、大気汚染に係る環境保全目標として、表2-1-2のとおり設定されています。

表2-1-1 大 気 の 汚 染 に 係 る 環 境 基 準

物 質	環 境 基 準
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
浮 遊 粒 子 状 物 質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること
微 小 粒 子 状 物 質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	1時間値が0.06ppm以下であること
ベ ン ゼ ン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること
ジ ク ロ ロ メ タ ン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること

表2-1-2 府の大阪21世紀の新環境総合計画の大気汚染に係る環境保全目標

項 目	目 標 値	対象地域	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること	府内全域 ただし、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること、また、非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内またはそれ以下であること		
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること		
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること		
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること		
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること		
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること		
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること		
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること		
ダイオキシン類	1年平均値が0.6 pg-TEQ/m ³ 以下であること		
悪臭	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度		府内全域

なお、環境基準による大気汚染の評価は、次によります。

[二酸化窒素]

年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（1日平均値の年間98%値）で評価を行う。
ただし、1時間値の欠測が4時間を超える測定日の1日平均値は用いないものとし、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、評価の対象としない。

[光化学オキシダント]

1時間値について評価を行う。

[浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素]

短期的評価	連続して、又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価を行う。 なお、1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が4時間を超える場合には、評価の対象としない。
長期的評価	年間における1日平均値のうち高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価を行う。 ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱はしない。

[微小粒子状物質]

短期的評価	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（1日平均値の年間98%値）で評価を行う。
長期的評価	1年平均値にて評価を行う。

第2節 大気汚染の監視体制

本市域内には、大阪府所管の大気汚染常時測定局が2局（西部コミュニティセンター、淀川工科高校）設置されていますが、本市でも大気汚染監視強化のため、昭和59年3月に第1測定局（金田町1丁目）、昭和60年9月に第2測定局（大日町3丁目）、平成元年10月に第3測定局（菊水通4丁目）を整備し、大気汚染状況の常時監視を行っています。

本市域内の大気汚染常時測定局の位置は図2-1-1、測定項目は表2-1-3のとおりです。



大気第1測定局の外観

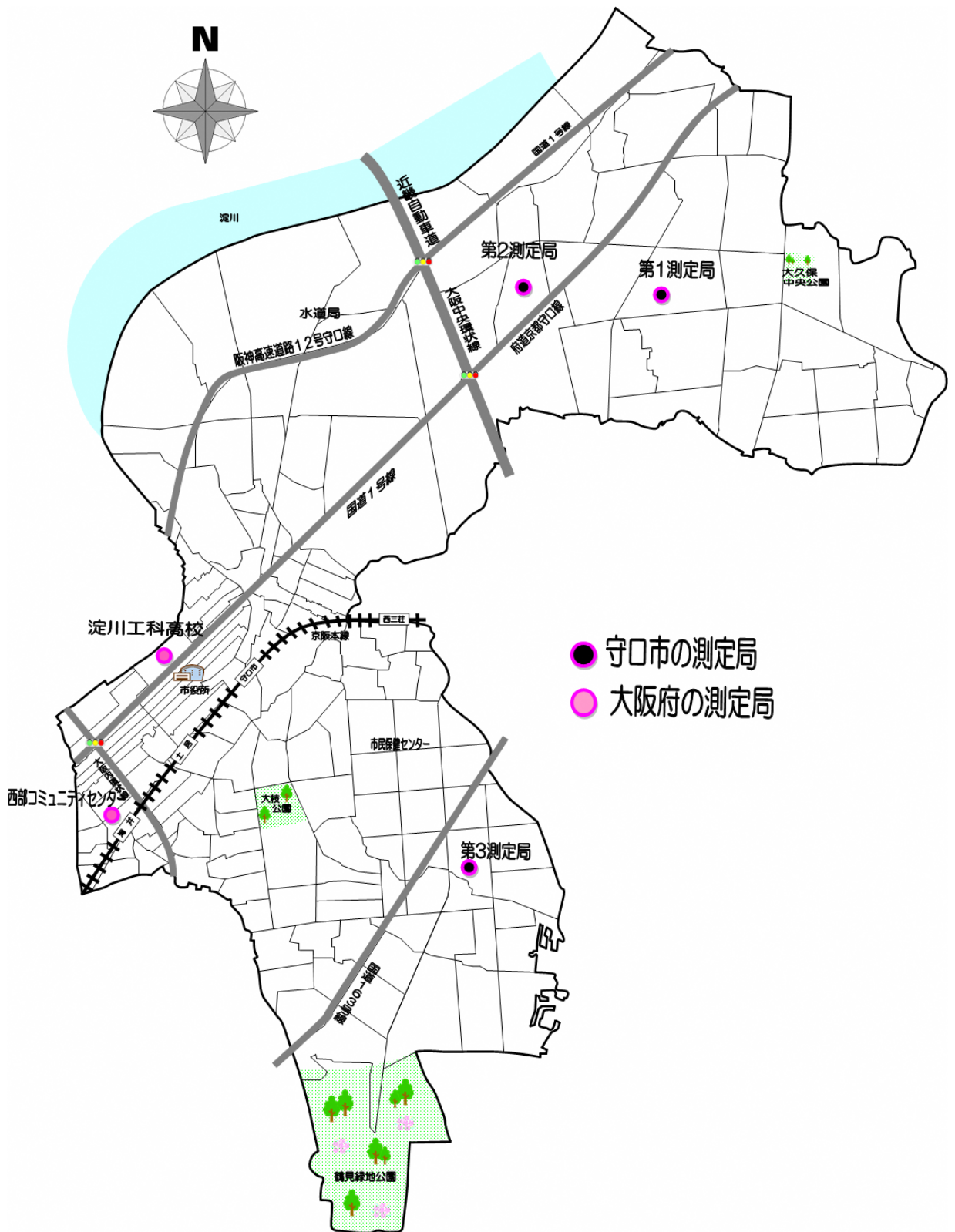


図2-1-1 測定局の位置

表2-1-3 大気汚染常時測定局の測定項目 (平成31年3月31日現在)

測定局	所管	所在地	設置年度	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	一酸化窒素	二酸化窒素	光化学オキシダント	微小粒子状物質	炭化水素	測定局の種別
第1測定局	守口市	金田町1-4-1	S58	○	○	○	○	○			一般環境測定局
第2測定局	守口市	大日町3-35	S60	○	○	○	○	○			一般環境測定局
第3測定局	守口市	菊水通4-21-18	H1	○	○	○	○	○			一般環境測定局
西部コミュニティセンター	大阪府	文園町8-8	H28		○	○	○	○	○		一般環境測定局
淀川工科高校	大阪府	京阪本通2-62	S45		○	○	○		○	○	自動車排出ガス測定局

第3節 大気汚染の概況

本市の大気汚染状況は、全般的にここ数年おおむね横ばい傾向にあります。

二酸化硫黄濃度は、ここ数年低濃度で推移しており、すべての測定局とも環境基準を達成していました。

窒素酸化物は燃焼に伴って発生するものですが、市域内の発生源としては工場（固定発生源）の他に自動車（移動発生源）の占める割合が大きくなっています。

二酸化窒素濃度は、ここ数年横ばい傾向で、すべての測定局で環境基準を達成していました。

浮遊粒子状物質濃度は、ここ数年横ばい傾向です。

光化学オキシダントは気象条件でその濃度が大きく影響し、平成30年度においては、すべての測定局で環境基準を達成できませんでした。

第4節 汚染物質別の状況

第1 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、主として石油・石炭等の化石燃料の燃焼に伴い生成される大気汚染物質であり、以前には石油系燃料が大量に消費されたことにより汚染が拡大しました。しかし、その後、使用燃料の低硫黄化、燃料転換等の対策により、大気中の二酸化硫黄濃度は以前と比較して大幅に減少してきています。

平成30年度における二酸化硫黄濃度の測定結果を表2-1-4、月平均値の変化を図2-1-2に示しました。これによると年平均値は、第1測定局で0.004ppm、第2測定局で0.003ppm、第3測定局で0.005ppmでした。平成30年度は、各測定局とも環境基準を達成していました。

また、年平均値の推移を図2-1-3に示します。ここ数年の推移を見ると低濃度で横ばい傾向です。

表2-1-4 溶液導電率法による二酸化硫黄濃度の測定結果

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1 ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04 ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04 ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04 ppmを超えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	有(×)無(○)	(日)
第1測定局	365	8691	0.004	0	0.0	0	0.0	0.018	0.008	○	0
第2測定局	363	8673	0.003	0	0.0	0	0.0	0.015	0.006	○	0
第3測定局	357	8559	0.005	0	0.0	0	0.0	0.018	0.010	○	0

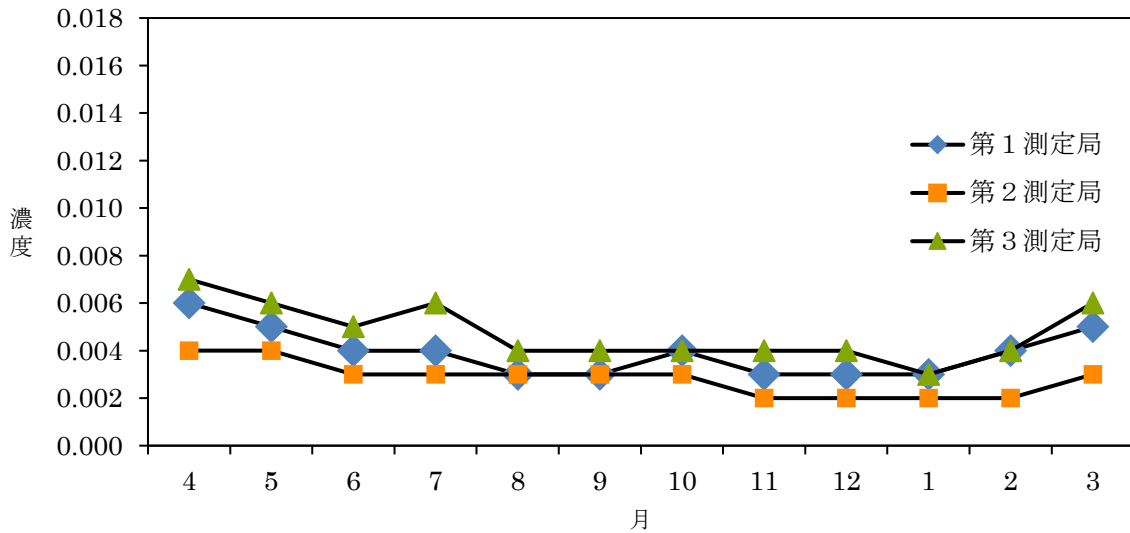


図2-1-2 二酸化硫黄濃度の月平均値の変化 (ppm)

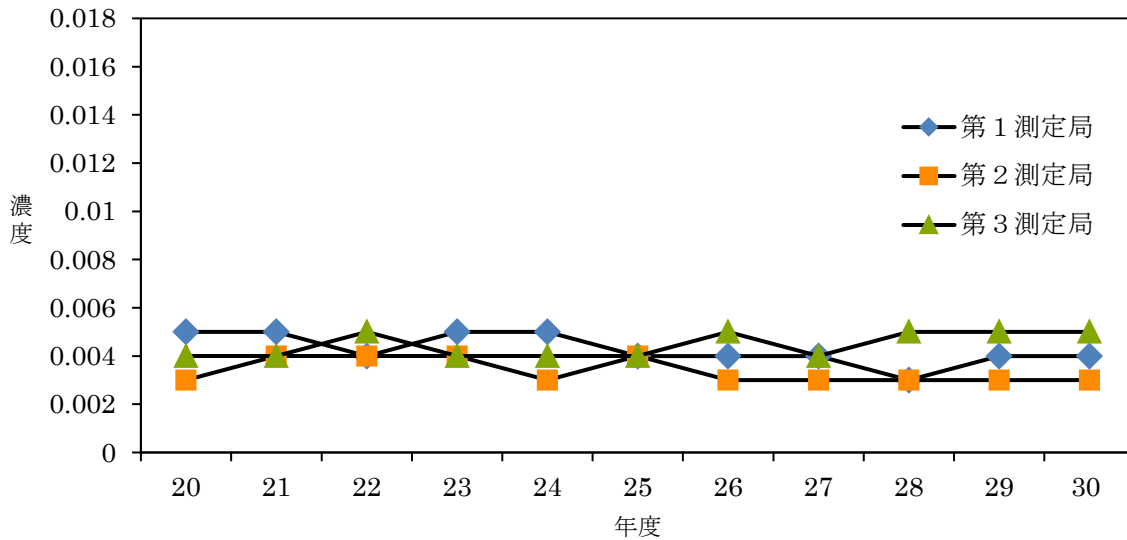


図2-1-3 二酸化硫黄濃度の年平均値の推移 (ppm)

第2 窒素酸化物

窒素酸化物は、空気中や燃料中に含まれる窒素が高温での燃焼過程で酸化され、生成される物質です。その場合、直接生成されるものは大部分が一酸化窒素（NO）であり、これが大気中で酸化され二酸化窒素（NO₂）に変化します。

窒素酸化物の主な発生源としては、自動車、工場・事業場の各種燃焼施設、ビルや家庭の暖房機器・厨房などがあげられます。窒素酸化物は、直接人の健康に影響を与えるだけでなく、炭化水素とともに光化学スモッグの原因物質の一つとされています。

1. 二酸化窒素

平成30年度における二酸化窒素濃度の測定結果を表2-1-5、月平均値の変化を図2-1-4に示しました。これによると年平均値は第1測定局で0.015ppm、第2測定局で0.016ppm、第3測定局で0.016ppmでした。

本市域内の測定局の環境基準の達成状況をみると、各測定局で環境基準を達成していました。ここ数年の推移は、各測定局ともほぼ横ばい傾向を示しています。また、各測定局の年平均値の推移を図2-1-5に、日平均値の年間98%値の推移を図2-1-6に示しました。

2. 一酸化窒素

平成30年度の一酸化窒素濃度の測定結果を表2-1-6、月平均値の変化を図2-1-7に示しました。これによると年平均値は第1測定局で0.004ppm、第2測定局で0.005ppm、第3測定局で0.005ppmでした。また、各測定局の年平均値の推移を図2-1-8に示しました。

3. 窒素酸化物

平成30年度の窒素酸化物濃度の測定結果を表2-1-6、月平均値の変化を図2-1-9に示しました。これによると年平均値は第1測定局で0.019ppm、第2測定局で0.020ppm、第3測定局で0.021ppmでした。また、各測定局の年平均値の推移を図2-1-10に示しました。

表2-1-5 二酸化窒素濃度の測定結果

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
					(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)		
第1測定局	362	8540	0.015	0.062	0	0	0	0	0	0	0	0	0.032	0
第2測定局	362	8551	0.016	0.060	0	0	0	0	0	0	0	0	0.035	0
第3測定局	363	8614	0.016	0.068	0	0	0	0	0	0	0	0	0.036	0

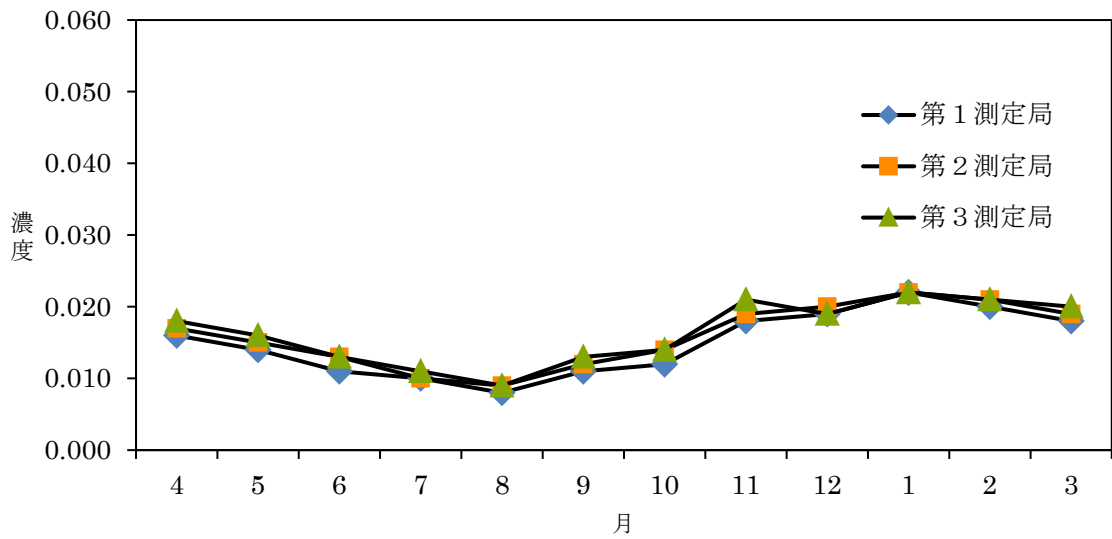


図2-1-4 二酸化窒素濃度の月平均値の変化 (ppm)

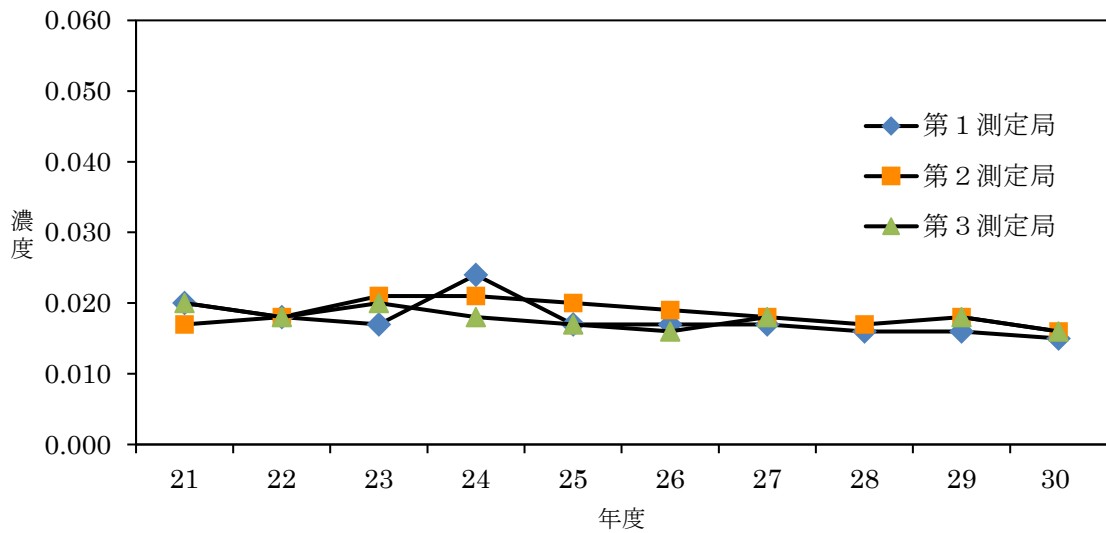


図2-1-5 二酸化窒素濃度の年平均値の推移 (ppm)

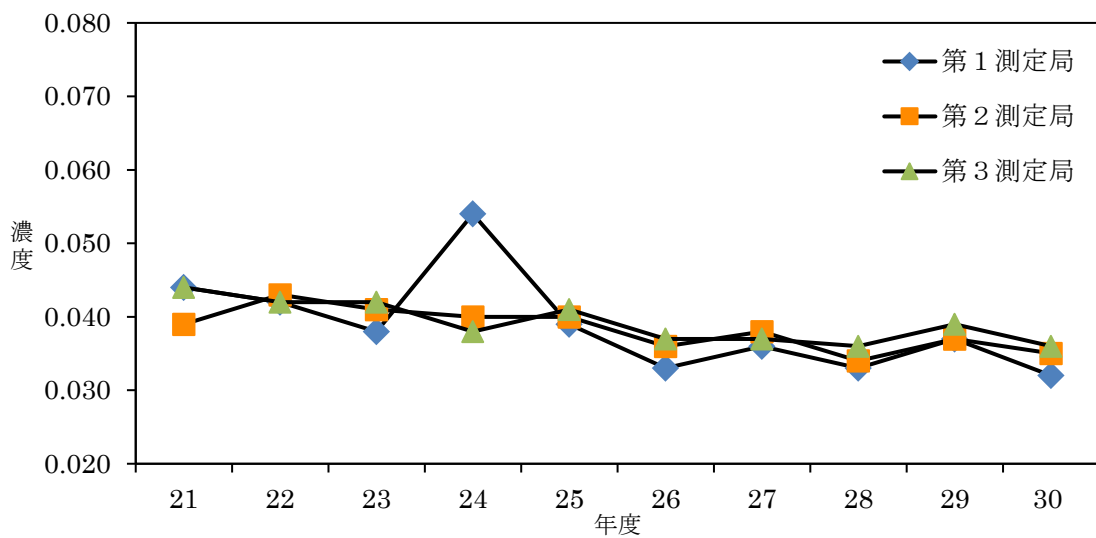


図2-1-6 二酸化窒素濃度の日平均値年間98%値の推移 (ppm)

表2-1-6 一酸化窒素・窒素酸化物濃度の測定結果

測定局	一酸化窒素 (NO)					窒素酸化物 (NO+NO ₂)					
	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値のNO ₂ /NO+NO ₂
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
第1測定局	362	8540	0.004	0.158	0.021	362	8540	0.019	0.213	0.054	78.2
第2測定局	362	8551	0.005	0.181	0.022	362	8551	0.020	0.233	0.055	77.6
第3測定局	363	8614	0.005	0.207	0.023	363	8614	0.021	0.267	0.058	76.2

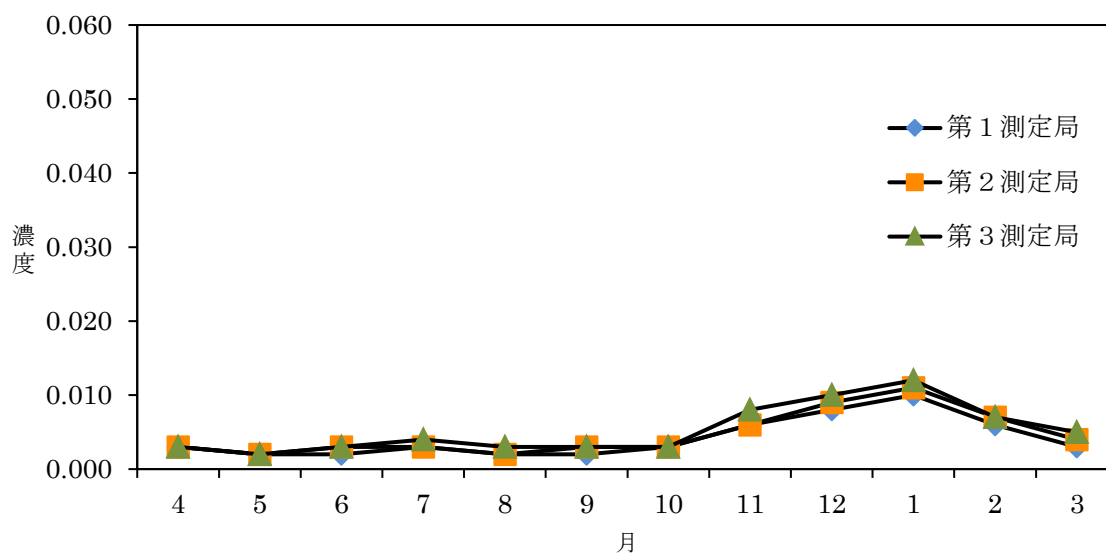


図2-1-7 一酸化窒素濃度の月平均値の変化 (ppm)

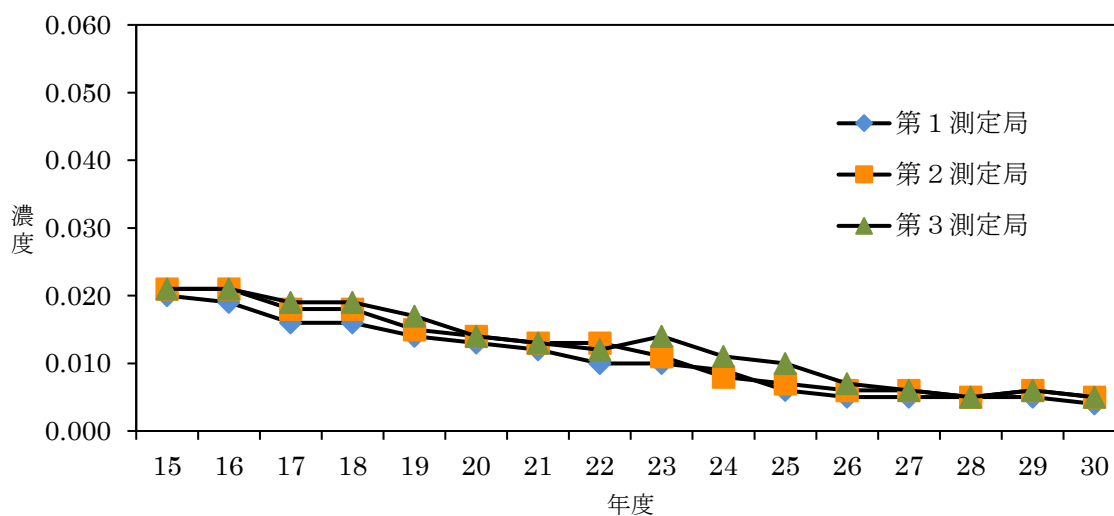


図2-1-8 一酸化窒素濃度の年平均値の推移 (ppm)

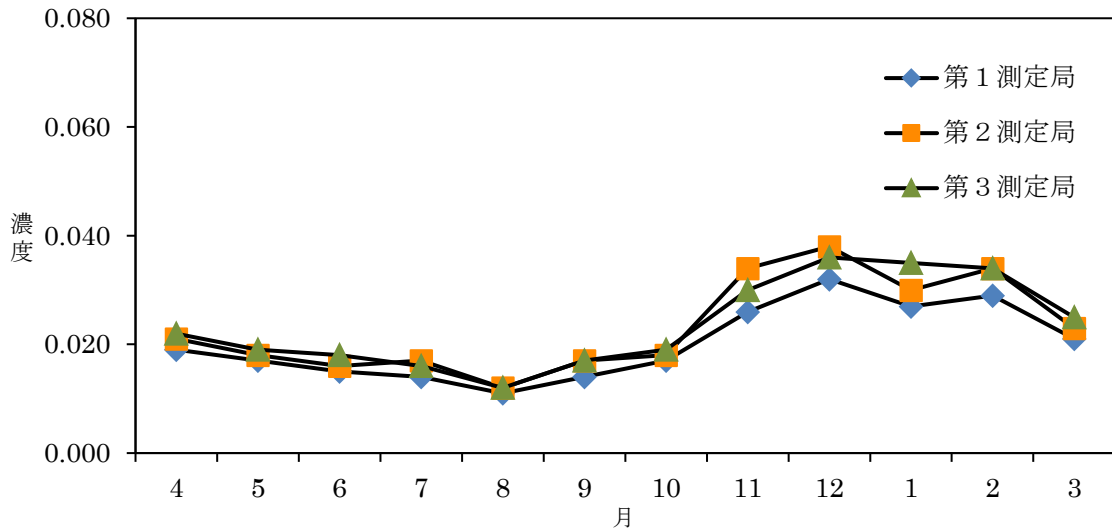


図2-1-9 窒素酸化物濃度の月平均値の変化 (ppm)

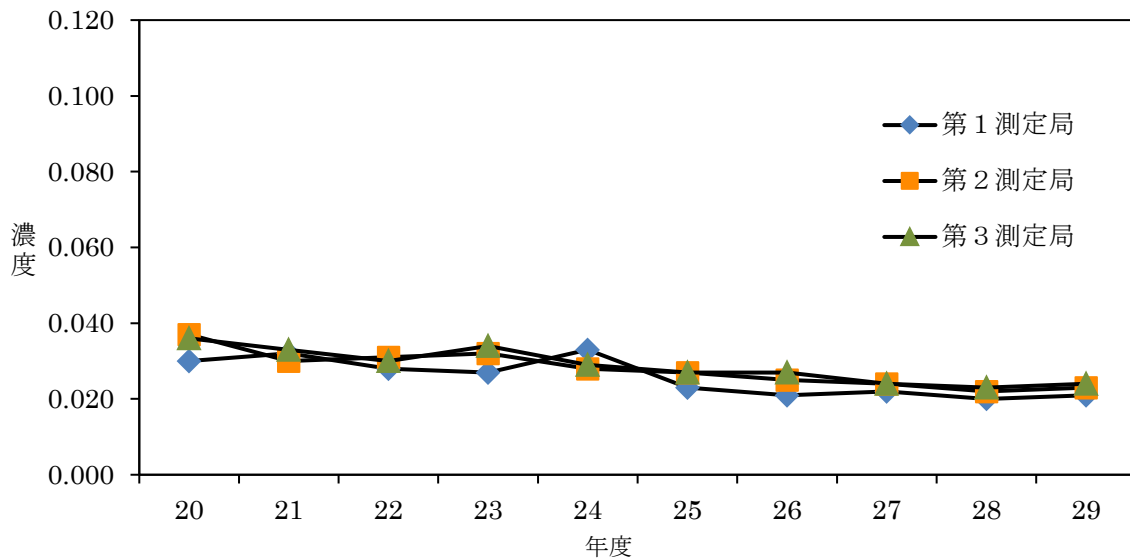


図2-1-10 窒素酸化物濃度の年平均値の推移 (ppm)

第3 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒径10マイクロメートル(μm)以下の粒子状物質といます。これらの微粒子は、大気中に比較的長時間滞留し、高濃度の場合は人の健康に与える影響が大きいといわれ、環境基準が定められています。

平成30年度の各測定局の測定結果を表2-1-7、月平均値の変化を図2-1-11に示しました。これによると年平均値は第1測定局で $0.021\text{mg}/\text{m}^3$ 、第2測定局で $0.018\text{mg}/\text{m}^3$ 、第3測定局で $0.024\text{mg}/\text{m}^3$ でした。本市域内の測定局の環境基準の達成状況を見ると、すべての測定局で環境基準を達成していました。各測定局の年平均値の推移を図2-1-12に示しました。この推移を見ると横ばい傾向にあります。

表2-1-7 浮遊粒子状物質濃度の測定結果

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
	(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	有(×)無(○)	(日)
第1測定局	354	8507	0.021	0	0.0	0	0.0	0.097	0.043	○	0
第2測定局	363	8686	0.018	0	0.0	0	0.0	0.084	0.042	○	0
第3測定局	360	8668	0.024	0	0.0	0	0.0	0.079	0.047	○	0

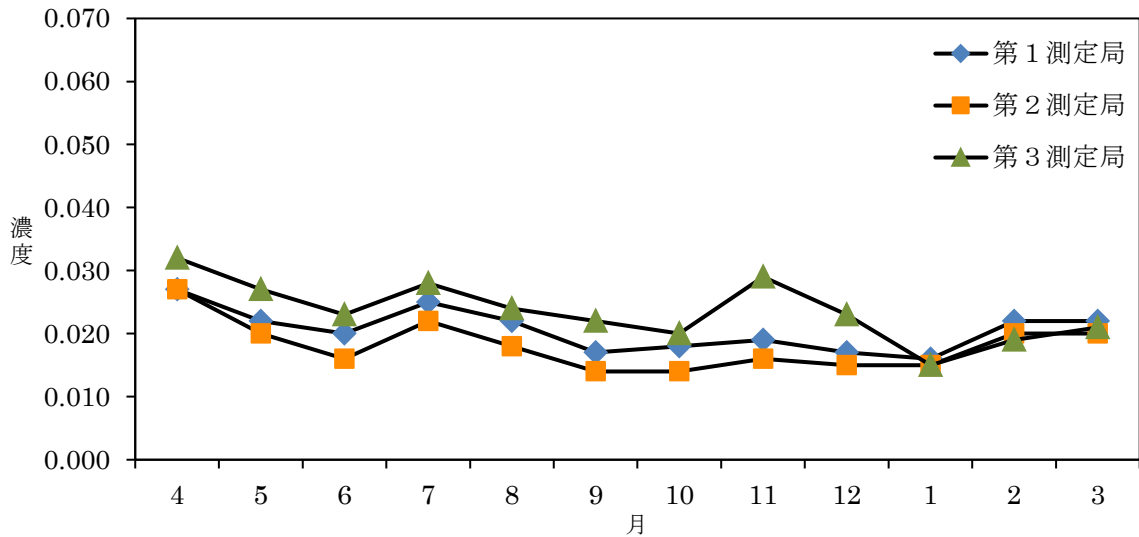


図2-1-11 浮遊粒子状物質濃度の月平均値の変化 (mg/m³)

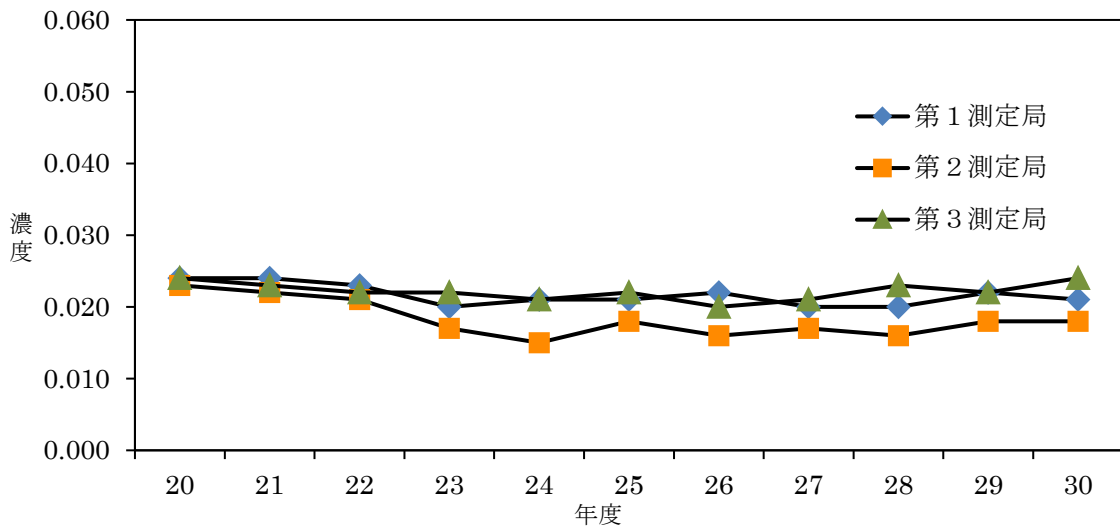


図2-1-12 浮遊粒子状物質の年平均値の推移 (mg/m³)

第4 光化学オキシダント

光化学オキシダントとは、大気中のオゾンなど中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離する酸化性物質（ただし二酸化窒素を除く）の総称です。

平成30年度の光化学オキシダント濃度の測定結果を表2-1-8に示しました。第1測定局における昼間の1時間値の最高値は0.124ppm、環境基準である0.06ppmを超えたのは411時間（75日）でした。第2測定局における昼間の1時間値の最高値は0.115ppmで、0.06ppmを超えたのは142時間（40日）でした。第3測定局における昼間の1時間値の最高値は0.135ppmで、0.06ppmを超えたのは434時間（84日）でした。

各測定局において、昼間の光化学オキシダント濃度が0.06ppmを超えた時間数の推移を図2-1-13に示しました。

表2-1-8 光化学オキシダント濃度の測定結果

測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の1時間値の年平均値
	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
第1測定局	365	5394	75	411	2	3	0.124	0.050
第2測定局	363	5300	40	142	0	0	0.115	0.043
第3測定局	365	5386	84	434	1	1	0.135	0.049

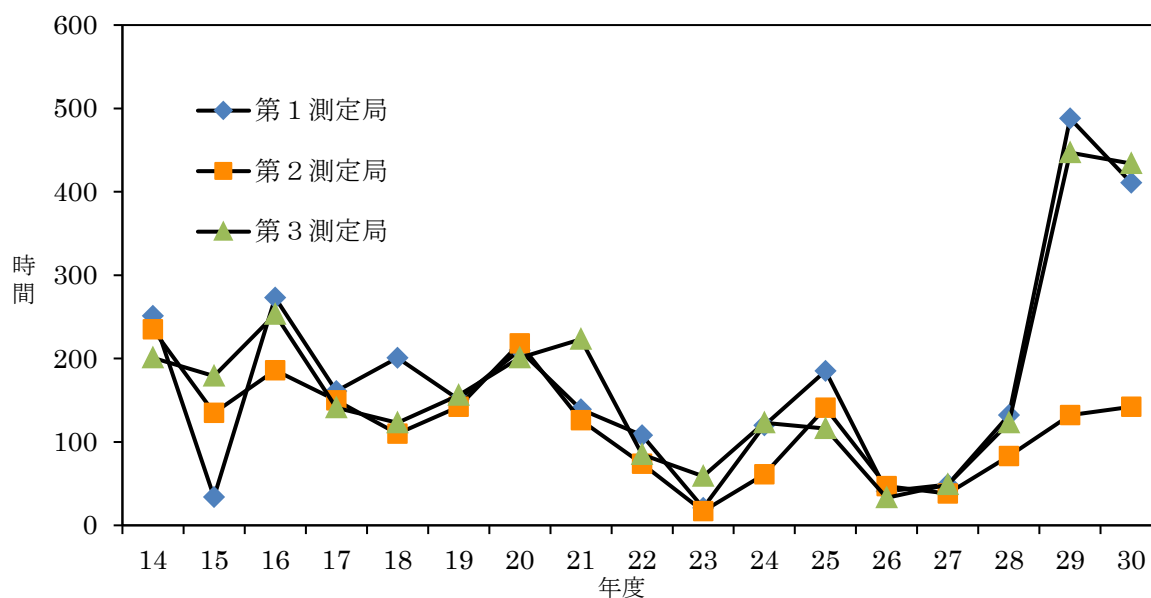


図2-1-13 昼間の光化学オキシダント濃度が0.06ppmを超えた時間数の推移 (時間)

第5 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒径 2.5 μm 以下の粒子状物質をいいます。

微小粒子状物質は、粒子が小さいため肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が懸念されるため、平成 21 年度に環境基準が定められました。

本市では、平成 23 年度から大阪府が淀川工科高校に設置している大気汚染常時測定局で、また平成 26 年 3 月から守口保健所に設置していた大気汚染常時監視測定局で測定を行っていました。なお、守口保健所移転に伴い、平成 29 年 3 月より西部コミュニティセンターに大気汚染常時監視測定局が移設され引き続き測定を行っています。

平成 30 年度の微小粒子状物質濃度及び環境基準達成状況を表 2-1-9 に示しました。これによると淀川工科高校の微小粒子状物質濃度年平均値は 12.7 μg/m³ であり、短期的評価及び長期的評価ともに環境基準を達成していました。また西部コミュニティセンターの微小粒子状物質濃度年平均値は 9.3 μg/m³ であり、短期的評価及び長期的評価ともに環境基準を達成していました。

微小粒子状物質濃度の年平均値の推移を図 2-1-14 に示しました。

表 2-1-9 微小粒子状物質濃度の測定結果

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の年間 98% 値	日平均値が 35 μg/m ³ を超えた日数とその割合		98% 値評価による日平均値が 35 μg/m ³ を超えた日数	環境基準達成状況	
	(日)	(時間)	(μg/m ³)	(μg/m ³)	(日)	(%)	(日)	短期	長期
淀川工科高校	314	7,525	12.7	28.9	1	0.3	0	○	○
西部コミュニティセンター	361	8,648	9.3	22.6	0	0	0	○	○

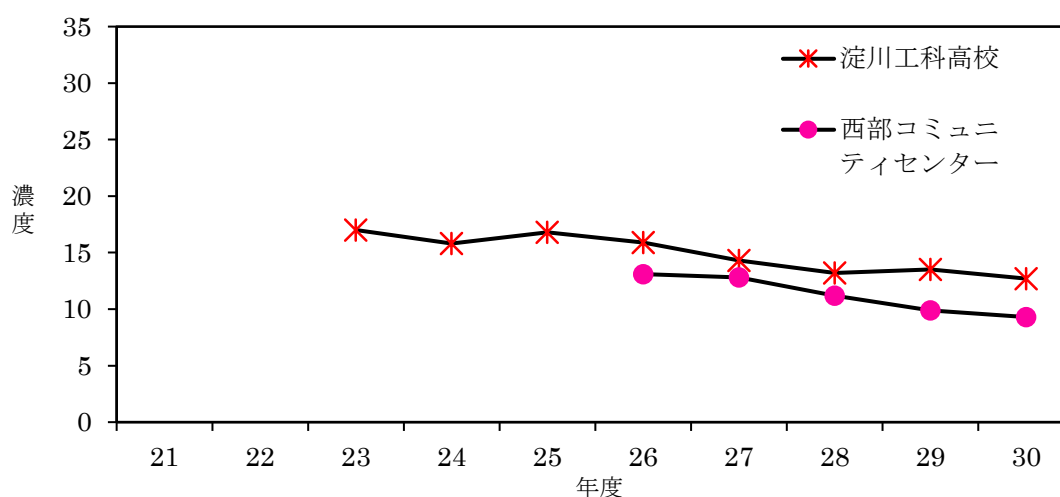


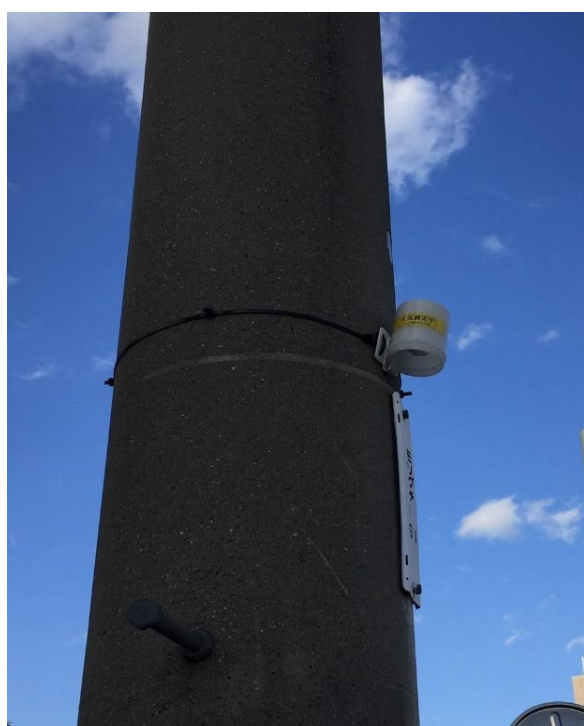
図 2-1-14 微小粒子状物質濃度の年平均値の推移 (ppm)

第5節 簡易測定による窒素酸化物調査

本市では、平成3年度より、市内全域の窒素酸化物濃度を把握するため、簡易測定（PTIO法）による調査を年4回行っています。

平成29年度までは市内全域を750mメッシュで区切り、その中心付近および主要交差点を測定点としていましたが、平成30年度の調査からは、主要幹線道路沿い及び主要交差点を測定点としました。

平成30年度における、全測定点の二酸化窒素の年平均値は0.026ppmでした。年平均値の最高値は、レインボービル前で0.043ppmでした。表2-1-10に各地点の窒素酸化物簡易測定結果（二酸化窒素）また図2-1-15に窒素酸化物簡易測定地点を示しました。



窒素酸化物簡易測定用の器具取り付けの様子及び測定用器具

表2-1-10 窒素酸化物簡易測定結果 [二酸化窒素 平成30年度] (単位:ppm)

測定No	測 定 点	春	夏	秋	冬	平 均
1	交差点金田町 4	0.010	0.019	0.035	0.024	0.022
2	佐太東あじさい公園横	0.008	0.021	0.037	0.026	0.023
3	大日駅前交通広場横	0.009	0.023	0.037	0.026	0.024
4	メロディーハイム大日前	0.015	0.032	0.047	0.037	0.033
5	大日ファミリーマート前	0.012	0.023	0.038	0.026	0.025
6	富士林プラザ大日横	0.011	0.025	0.040	0.032	0.027
7	交差点大日町 2 南	0.017	0.023	0.042	0.027	0.027
8	旧守口庭窪郵便局前	0.011	0.043	0.052	0.050	0.039
9	交差点大日町 2 北	0.017	0.022	0.041	0.024	0.026
10	レインボービル前	0.012	0.046	0.059	0.053	0.043
11	太子橋りそな銀行前	0.008	0.029	0.041	0.030	0.027
12	太子橋あらき歯科医院前	0.011	0.029	0.046	0.031	0.029
13	大阪国際学園前	0.007	0.023	0.037	0.027	0.024
14	シャトレゼ守口店前	0.010	0.021	0.034	0.026	0.023
15	ビジョンメガネ守口店前	0.006	0.028	0.042	0.027	0.026
16	大気第 1 測定局	0.006	0.014	0.027	0.019	0.017
17	大気第 2 測定局	0.007	0.014	0.029	0.020	0.018
18	大気第 3 測定局	0.009	0.017	0.029	0.022	0.019
	平 均 値	0.010	0.025	0.040	0.029	0.026
	最 大 値	0.017	0.046	0.059	0.053	0.043
	最 小 値	0.006	0.014	0.027	0.019	0.017

(注) 測定日は次のとおり

春	平成 30 年 7 月 3 日～ 7 月 5 日
夏	平成 30 年 10 月 2 日～10 月 4 日
秋	平成 30 年 11 月 27 日～11 月 29 日
冬	平成 31 年 2 月 26 日～ 2 月 28 日

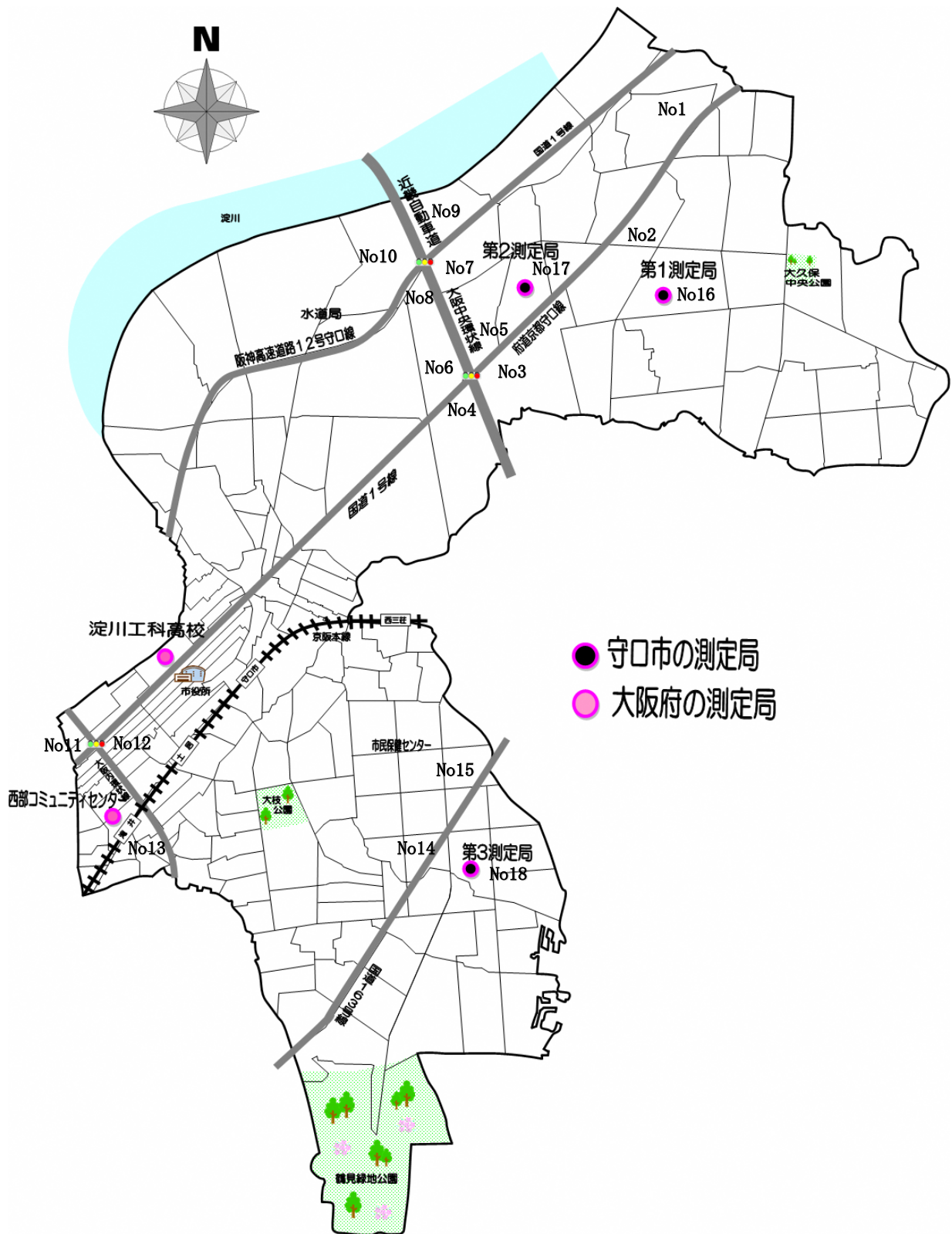


図 2-1-15 窒素酸化物簡易測定地点

第 2 章 大 気 汚 染 対 策

第 1 節 固定発生源対策

第 1 法律・条例に基づく規制

1 規制の概要

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）では、工場・事業場における事業活動にともなって発生する「ばい煙（硫黄酸化物・ばいじん等）」および「粉じん」を排出する施設を対象に、届出義務・排出基準等を定め、違反したものには罰則規定を設けています。

大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）では、大気汚染防止法に基づく規制に加え、ばい煙（ばいじん・有害物質・揮発性有機化合物）および粉じん（一般粉じん・特定粉じん）を規制物質として定め、それらを排出する施設に対し、排出基準、設備・構造・使用・管理基準、原料使用基準等の基準を定めています。また、ばい煙のうち、硫黄酸化物および窒素酸化物については、大気汚染防止法で総量規制基準が定められ、一定規模以上の工場・事業場を対象に、よりきびしい規制を行っています。守口市における対象工場は、硫黄酸化物については3工場9事業場、窒素酸化物については3工場5事業場となっています。

2 ばい煙発生施設等届出状況

法律・条例に定められたばい煙発生施設等の届出は、市で受理した後、大阪府へ送付します。平成30年度におけるばい煙発生施設等の届出状況は、表2-2-1のとおりでした。また、平成30年度末における法律対象のばい煙発生施設の設置数は、表2-2-2のとおりで、ばい煙発生施設の合計は136基であり、粉じん発生施設は5基でした。

表2-2-1 ばい煙および粉じん発生施設届出件数 （平成30年度）

届出区分	ばい煙						粉じん			
	法 律			条 例			法 律		条 例	
	ばいじん	VOC	水銀	ばいじん	有害物質	VOC	一 般	特 定	一 般	特 定
設置(新設)	2	0	0	0	0	0	0	0	3	0
使用(既設)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
変 更	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
使用廃止	4	0	0	0	4	0	0	0	1	0

表2-2-2 大気汚染防止法に基づく
ばい煙発生施設設置数
(平成31年3月末)

施設の種類の	基 数
ボイラー	84
加熱炉	1
塗装施設	2
廃棄物焼却炉	1
ガスタービン	8
ディーゼル機関	29
ガス機関	11

3 立入検査等

法律・条例に基づくばい煙発生施設等を設置する工場・事業場に対し、①ばい煙発生施設および処理施設の稼動状況、②届出との照合、③ばい煙等測定記録による規制基準の遵守状況、④燃料・原料の使用状況および重油抜き取り調査などの確認等を目的として、府・市合同で随時立入検査を実施し、適切な指導を行っています。また、工場・事業場に法律・条例対象の施設が設置または変更された場合には、公害防止措置等必要な改善指導を行い、大気汚染物質の削減に努めています。

第2節 自動車排出ガス対策

第1 自動車排出ガス規制

自動車排出ガスの規制は昭和41年にガソリン車に対する一酸化炭素濃度規制に始まり、以後、排出規制の対象とする汚染物質や車種の拡大、すでに運行されている車（使用過程車）の規制など、段階的に規制が強化され、自動車1台当たりの排出ガス量の削減が図られてきました。現在では、新車に対する自動車排出ガス規制は、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質、ディーゼル黒煙などについて実施されています。

平成4年12月に、大都市域の窒素酸化物濃度の削減のため「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」が施行されました。同法は、自動車の交通が集中している地域で、従来の対策だけでは二酸化窒素の環境基準の達成が困難と認められる地域において、同対策を総合的に行うために制定されたもので、守口市も対策地域に含まれ、規制されています。また、同法は、平成13年6月に改正され、新たに粒子状物質も規制対象物質に加えるとともに、一定台数（30台）以上の自動車を使用する事業者への自動車使用管理計画の提出の義務づけ等対策が強化され、平成14年に車種規制が導入されました。

平成18年4月に、公道を走行しないオフロード特殊自動車に対する排出ガス規制を新たに行う、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」が施行されました。また、軽油の低硫黄化が進められ、「揮発油の品質の確保等に関する法律」により平成19年1月から許容限度が10ppmに、ガソリンについても平成20年1月から10ppmとされ、更なる自動車排出ガス対策が進められています。

大阪府において、環境基準達成のため、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を一部改正し、平成21年1月より、自動車NOx・PM法の排出基準を満たさないトラック・バス等を対象に府域の自動車NOx・PM法対策地域を発着とする運行を規制する流入車規制が導入されました。

表2-2-3に自動車排出ガス規制の推移（使用過程車）を示しました。

表2-2-3 自動車排出ガス規制の推移（使用過程車）

一酸化炭素（CO）

自動車の種類	実施時期				
	S45.8	S47.10	S48.5	S48.10	H10.10
ガソリン	5.5%	(軽自動車を除く) 4.5%	S48年度規制以前の車:排出ガス減少装置又は点火時期調整の義務付け	(軽自動車のみ) 4.5%	(4サイクルのみ) 軽自動車 2.0% その他 1.0%
LPG車					

炭化水素（HC）

自動車の種類	実施時期		
	S50.1	S50.6	H10.10
ガソリン	(乗用車のみ) 4サイクル 1,200ppm	(乗用車以外) 4サイクル 1,200ppm	(4サイクルのみ) 軽自動車 500ppm
LPG車	特殊エンジン 3,300ppm 2サイクル 7,800ppm	特殊エンジン 3,300ppm 2サイクル 7,800ppm	その他 300ppm

ディーゼル黒煙

自動車の種類	実施時期							
	S50.1	H5.10	H6.10	H9.10	H10.10	H11.10	H19.9	H21.10
ディーゼル車	50%	軽・中量車 40%	乗用・重量車 40%	車両総重量3.5t以下の貨物車・バス及び車両重量1.265t以下の乗用車 25%	車両総重量3.5t超12t以下の貨物車・バス及び車両重量1.265t以上の乗用車 25%	車両総重量12t超の貨物車・バス 25%	0.80m ⁻¹	ポスト新長期規制車 0.50m ⁻¹

※測定方法 / 一酸化炭素、炭化水素：アイドリング時 ・ ディーゼル黒煙：無負荷急速加速時

第3節 光化学スモッグ対策

光化学スモッグは、大気中の窒素酸化物、炭化水素等が太陽光線のもとで光化学反応を起こした結果生成される光化学オキシダントなどの二次汚染物質によるものと考えられます。特に気象条件に大きく影響され夏期の気温が高く日射の強い微風時に発生しやすくなっています。光化学スモッグによる被害は、目やのどの刺激が大部分です。

第1 光化学スモッグ（オキシダント）緊急時対策

光化学スモッグ緊急時対策については、大阪府において、昭和46年に大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱が実施され、本市においても同年、「光化学スモッグ発生時における緊急時対策実施要綱」を定め、発令時の応急体制および発令・解除の通報体制など緊急時に必要な措置を実施しています。

光化学スモッグ予報等の発令地域は、府域を7地域に区分され、守口市は、“3の地域”の東大阪地域となっており、それぞれの地域における光化学オキシダント濃度と気象条件から光化学スモッグ予報等が発令されます。光化学スモッグの発令基準および発令時の周知事項を表2-2-4に示します。

光化学スモッグの発令および解除は、大阪府が実施しており、発令時には大阪府防災行政無線により府下市町村に連絡されます。本市では大阪府から発令の通報があれば、守口市教育委員会ほか、要綱に定められた関係機関に連絡し、市役所玄関等に発令内容を示す掲示板をかがげるとともに、発令内容等広報宣伝を行っています。予報等が発令されると、発令地域内に所在するオキシダント緊急時一般対象工場は、表2-2-5に示す発令時の措置に従い緊急時措置の実施を要請されます。また、このうち排出ガスを多量に排出する工場は、緊急時特別対象工場として、所在地以外の地域で発令されても表2-2-5に示す緊急時措置を要請等されています。

表2-2-4 光化学スモッグ発令基準および一般周知事項

区 分	発 令 基 準	掲示板等の色 彩	一 般 周 知 事 項
光 化 学 スモッグ 予 報	当該地域の測定点のうち1点以上のオキシダント濃度が0.08ppm以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて注意報の発令に至ると認めるとき。	みどり	(1) 注意報に備えて、テレビ、ラジオの報道等に注意すること。 (2) 屋外での、特に過激な運動は避けること。 (3) 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗顔、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。
光 化 学 スモッグ 注 意 報	当該地域の測定点のうち1点以上のオキシダント濃度が0.12ppm以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認めるとき。	き	(1) 屋外になるべく出ないこと。 (2) 学校、幼稚園、保育所などにおいては、できるだけ屋外の運動を避け屋内に入ること。 (3) 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗顔、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。
光 化 学 スモッグ 警 報	当該地域の測定点のうち1点以上のオキシダント濃度が0.24ppm以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認めるとき。	だいたい	(1) 屋外になるべく出ないこと。 (2) 学校、幼稚園、保育所などにおいては、屋外の運動をやめて屋内に入り、窓を閉鎖するなどの措置をとること。 (3) 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗顔、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。
光 化 学 スモッグ 重 大 緊 急 報	当該地域の測定点のうち1点以上のオキシダント濃度が0.40ppm以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認めるとき。	えんじ	(1) 屋外に出ないこと。 (2) 学校、幼稚園、保育所などにおいては、警報と同じ措置をとっていることの再確認を行うこと。 (3) 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗顔、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。

- ・東大阪地域—大阪市の区域のうち旭区、鶴見・及び城東区の地域並びに守口市、門真市、寝屋川市、交野市、四條畷市、大東市、東大阪市、八尾市及び柏原市の地域。
- ・基準測定点—府下に56カ所設置されており、そのうち東大阪地域には10カ所設置されている。守口市内は西部コミュニティセンターが基準測定点になっている。

表2-2-5 発令時のばい煙を排出する者等の措置

対象 発令区分	緊急時対象工場に係るばい煙排出者			
	一般対象工場に係る ばい煙排出者	特別対象工場に係る ばい煙排出者	揮発性有機化合物 排出者	自動車の使用者 又は運転者
予報	操業に当たって原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量が通常時より減少するよう配慮するとともに、注意報の発令に備えて注意報による措置が行える体制をとるよう要請すること。	工場又は事業場全体からの原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常値の20%以上削減するよう要請すること。	揮発性有機化合物の排出量の減少に配慮するよう要請すること。	不要不急の自動車を使用しないよう要請すること。
注意報	工場又は事業場全体の原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常値の20%以上削減するよう要請し、又は勧告すること。	予報に引き続き原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量の減少に徹底を期すとともに、警報の発令に備えて一部操業停止などが行える体制をとるよう要請し、又は勧告すること。	揮発性有機化合物の排出量を削減するよう要請し、又は勧告すること。	不要不急の自動車を使用しないこと及び発令地域への運転を自粛するよう要請すること。
警報	注意報に引き続き原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量の減少に徹底を期すとともに、重大緊急警報の発令に備えて一部操業停止などが行える体制をとるよう要請し、又は勧告すること。	工場又は事業場全体の原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常時の40%以上削減するよう要請し、又は勧告すること。	注意報に引き続き揮発性有機化合物の排出量の減少に徹底を期すよう要請し、又は勧告すること。	自動車の使用及び発令地域における運行を避けるように要請すること。
重大 緊急警報	工場又は事業場全体の原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常値の40%以上削減するよう命令すること。	工場又は事業場全体の原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常値の40%以上削減するよう命令すること。	大防法第23条第2項に基づき揮発性有機化合物排出施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命令すること。	自動車の使用を避ける事及び発令地域における運行をしないことを強力に要請すること。 府警察本部が実施する緊急時の交通規制を守るよう強力に要請すること。

- 備考 1 第2欄及び第4欄に掲げる措置は、発令した地域に所在する一般対象工場に係るばい煙排出者及び揮発性有機化合物排出者に対して行うものとする。
- 2 ばい煙排出者に対する措置の欄に掲げる通常値の算出方法は、細目で定める。
- 3 本表に掲げる措置は、予報等の解除又は日の入り時刻のいずれか早い時刻をもって解除する。なお、日の入り時刻とは、大阪管区气象台における日の入り時刻とする。

第2 光化学スモッグ発令状況

平成30年度における府下全域での光化学スモッグ発令状況は、6月7日から8月4日にわたり予報9回、注意報5回の発令でした。また本市を含む東大阪地域への発令状況は、予報5回、注意報4回の発令でした。

平成30年度の発令回数は、前年度と比較して増加しており、府下全域に注意報の発令された日はありませんでした。

光化学スモッグ発令地域区分を図2-2-1に、光化学スモッグ年度別発令状況の推移を図2-2-2に、平成30年度の光化学スモッグ発令状況を表2-2-6に、それぞれ示しました。

なお、平成30年度での本市における光化学スモッグによる被害の訴えはありませんでした。

- ① 大阪市中心部の地域
- ② 大阪市北部及びその周辺地域
- ③ 東大阪地域
- ④ 堺市及びその周辺地域
- ⑤ 北大阪地域
- ⑥ 南河内地域
- ⑦ 泉南地域

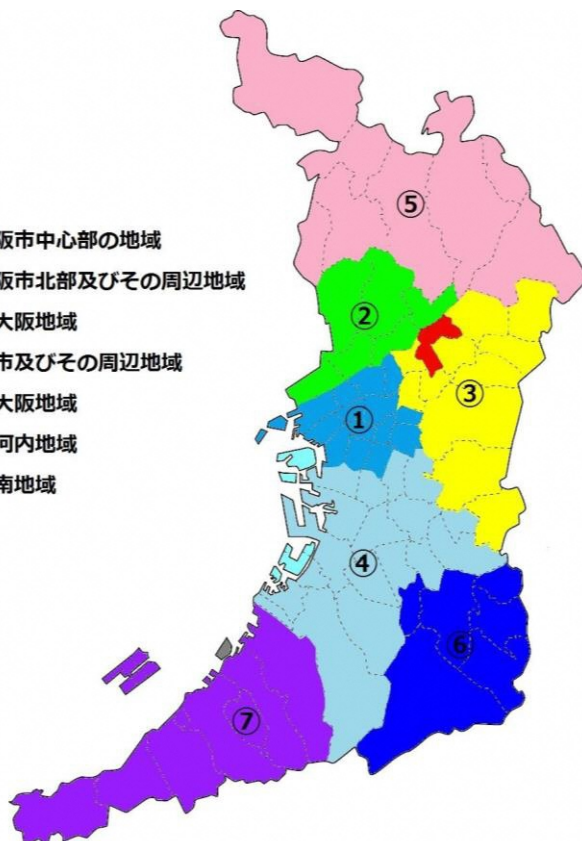


図2-2-1 光化学スモッグの発令地域区分

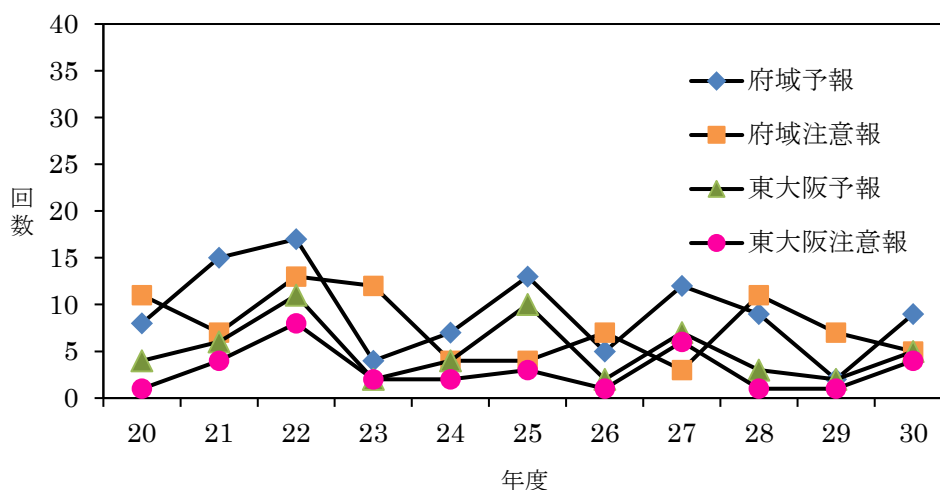


図2-2-2 光化学スモッグ年度別発令数の推移

表2-2-6 平成30年度光化学スモッグ発令状況（東大阪地域）

発令日	曜日	予 報			注 意 報		
		号 数	発令時間	解除時間	号 数	発令時間	解除時間
7/15	日	3	12 : 30	16 : 30	2	13 : 30	16 : 30
7/16	月	4	13 : 30	15 : 30			
7/18	水	6	13 : 30	17 : 40	3	14 : 30	17 : 40
7/19	木	7	14 : 30	18 : 30	4	15 : 30	18 : 30
7/25	水	8	13 : 30	18 : 10	5	14 : 30	18 : 10



注意報発令中の掲示板

第 3 章 地球温暖化

第 1 節 地球温暖化について

近年、化石燃料の大量消費を伴う社会活動が地球温暖化を引き起こし、異常気象や海面上昇など地球規模での大きな問題となっています。

地球温暖化とは、大気中の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等の温室効果ガスが、温められた地表から放出される赤外線を吸収、再放出することにより、地表の大気がより温まることをいいます。

第 2 節 地球温暖化対策

平成11年4月、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、その中で地方公共団体は自らの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画（率先実行計画）を策定し、公表することが義務づけられました。

守口市においては、平成14年6月、「守口市地球温暖化対策実行計画」を、平成26年度には「守口市地球温暖化対策実行計画Ⅱ」を策定し、市役所から排出される温室効果ガスの削減に努めています。

「計画の概要」及び平成30年度の温室効果ガスの排出量を次に示します。

1 計画の概要

<計画の目標>

平成24年度を基準とし、平成29年度までに市役所の事務・事業から排出される温室効果ガス排出量を5%削減する。（平成29年度の目標 26,593t-CO₂）

<取り組む内容>

- ① 電気、燃料、水道の使用量を削減する。
- ② 紙の使用量の削減、再使用の徹底を図る。
- ③ 市役所から出るごみを可能な限り削減する。
- ④ 物品の購入時は、エコマーク商品などの購入に努める。

2 市役所における温室効果ガスの排出量（平成30年度）

<市役所全体の排出量>

市役所全体の排出量・・・25,353 t-CO₂（平成24年度比9.4%削減）

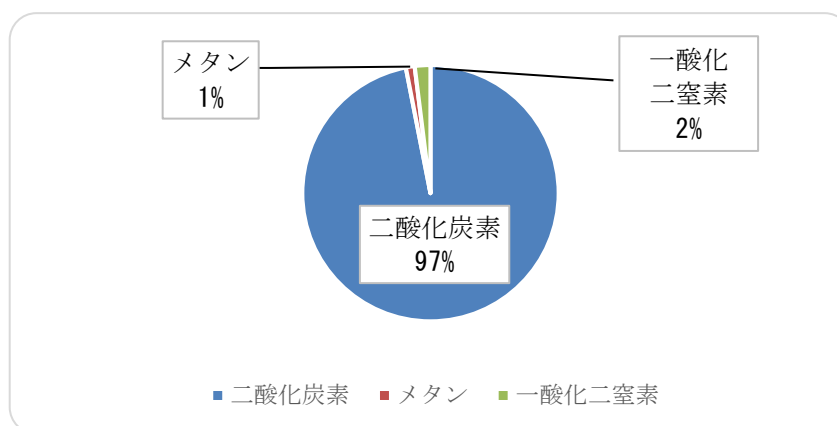


図 2-3-1 温室効果ガスの内訳

第3部 水質汚濁

第1章 水質汚濁の現況

第1節 水質汚濁に係る環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境上の目標として、国は人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として環境基準を設定しています。

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域についてカドミウム等の27項目に関して一律に定められています。

また、生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的等に応じた水域類型を設け、それに応じて水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、溶存酸素量(DO)等の基準値を設定し、それぞれの公共用水域について水域類型を指定することにより当該公共用水域の環境基準を具体的に示すこととなっています(表3-1-1、表3-1-2)。

本市が調査している古川は、生活環境の保全に関する環境基準(河川)D類型に指定されています(表3-1-3)。

表3-1-1 人の健康の保護に係る環境基準(健康項目)

項 目	環 境 基 準 値	対 象 水 域
カドミウム	0.003 mg/L以下	全 公 共 用 水 域
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg/L以下	
六価クロム	0.05 mg/L以下	
ヒ素	0.01 mg/L以下	
総水銀	0.0005 mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
P C B	検出されないこと	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	
チウラム	0.006 mg/L以下	
シマジン	0.003 mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	
ベンゼン	0.01 mg/L以下	
セレン	0.01 mg/L以下	
1,4-ジオキサン	0.005mg/L以下	
ほう素	1 mg/L以下	
ふっ素	0.8 mg/L以下	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	

(注) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。

表3-1-2 生活環境項目に係る環境基準

類 型		AA	A	B	C	D	E
利用目的の 適応性	項 目	水道 1 級	水道 2 級	水道 3 級	水産 3 級	工業用水	工業用水
		自然環境保 全及びA以 下の欄に掲 げるもの	水産 1 級 水浴及びB 以下の欄に 掲げるもの	水産 2 級 及びC以下 の欄に掲げ るもの	工業用水 1 級及びD以 下の欄に掲 げるもの	工業用水 2 級 農業用水及 びEの欄に 掲げるもの	工業用水 3 級 環境保全
基 準 値	水素イオン 濃 度 (pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下
	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	1mg/L 以下	2mg/L 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下	10mg/L 以下
	浮遊物質 量 (SS)	25mg/L 以下	25mg/L 以下	25mg/L 以下	50mg/L 以下	100mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと
	溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L 以上	7.5mg/L 以上	5mg/L 以上	5mg/L 以上	2mg/L 以上	2mg/L 以上
	大腸菌群数	50 MPN /100 mL 以下	1,000 MPN /100 mL 以下	5,000 MPN /100 mL 以下	—	—	—
対象水域等		対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は別表(3-1-3)のとおりとする。					

(備考) 1 基準値は、日間平均値とする。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈でろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈でん等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホ ン酸及びその塩 (LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A、又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L以下

(備考) 1 基準値は、年間平均値とする。

表3-1-3 対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間

指定日	水域類型		環境基準における水域類型指定	
	水 域	河 川	当該類型	達成期間
平成21年6月30日	寝屋川	古 川	D	ロ

- (注) 1 古川については全域が対象となっている。
 2 達成期間の分類は次のとおりである。
 (1) 「イ」は直ちに達成
 (2) 「ロ」は5年以内に可及的速やかに達成
 (3) 「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

第2節 公共用水域等の汚濁状況

第1 環境基準等の達成状況

平成30年度における市域内の公共用水域の水質調査は、1河川の1地点について年4回実施しました(図3-1-1)。

1 健康項目

人の健康の保護に関する項目である、カドミウム等の26項目の調査を行ったところ、環境基準を達成していました。

2 生活環境項目

生活環境の保全に関する項目のうち河川の代表的な汚濁指標とされている生物化学的酸素要求量(BOD)について、環境基準を達成していました。(表3-1-4、表3-1-5)。

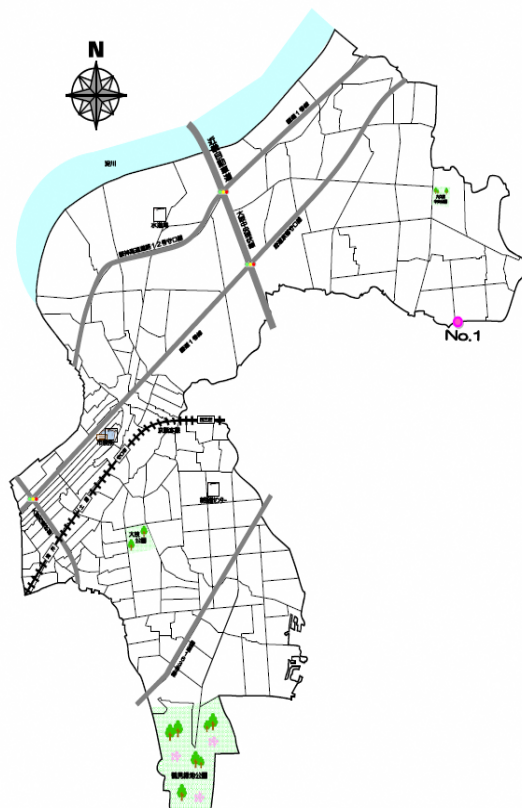


図3-1-1 採水地点

表3-1-4 BODに係る環境基準達成状況

公共用水域	測定地点	BOD (平均値) mg/L	環境基準の達成状況		
			類 型	m/n値	適 否
古 川	新古川橋	1.3	D	0/4	○

(注) 環境基準に対する適否の判定は、基準値を超える検体数 (m) の調査対象検体数 (n) に対する割合 (m/n) が25%以下であるものを適合 (○) としている。

表3-1-5 公共用水域の生活環境項目の環境基準値を超えた割合（BOD）

年度	平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	調査対象検対数 (n)	環境基準値を超えた数 (m)	割合 (%) (m/n)	調査対象検対数 (n)	環境基準値を超えた数 (m)	割合 (%) (m/n)	調査対象検対数 (n)	環境基準値を超えた数 (m)	割合 (%) (m/n)	調査対象検対数 (n)	環境基準値を超えた数 (m)	割合 (%) (m/n)	調査対象検対数 (n)	環境基準値を超えた数 (m)	割合 (%) (m/n)
古川	24	0	0.0	12	0	0.0	12	0	0.0	8	0	0.0	4	0	0.0

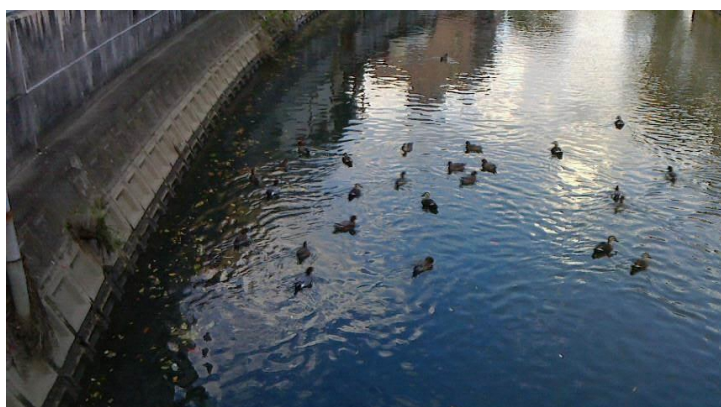
第2 公共用水域の水質調査

1 公共用水域の概況

本市には2河川があり、そのうち淀川は大阪の代表的な河川で、市域内には4つの浄水場が存在し、京阪神地域の重要な水源となっています。一方、古川は寝屋川市並びに門真市との境界を流れており、生活排水等の影響も多く、都市排水路的な性格がみられます。また、市内を流れる西三荘都市下水路及び中小の水路については下水道の整備に伴い、農業用水として利用している時期を除いて水量が減少しています。

2 水質の状況

- (1) 健康項目について、測定地点である古川（新古川橋）で、環境基準を達成しています(表3-1-6)。
- (2) 生活環境項目のうちBODについてみると、ここ数年、ほぼ横ばいの傾向にあり、環境基準を達成しています。(表3-1-6、図3-1-2)。



古川に生息している鴨

表3-1-6 平成30年度公共用水域調査結果

項目	測定地点		古川（新古川橋）			
生活環境項目	気 温	(°C)	27.2	36.7	19.4	15.1
	水 温	(°C)	22.3	30.0	19.6	11.9
	透 視 度	(cm)	67	>100	68	65
	水素イオン濃度 (pH)		7.2	7.5	7.5	7.6
	溶 存 酸 素 量	(mg/L)	5.5	7.9	10	6.8
	生物化学的酸素要求量	(mg/L)	1.5	1.0	0.9	1.8
	浮 遊 物 質 量	(mg/L)	16	3	6	7
	大 腸 菌 群 数	(MPN/100mL)	7.0×10^3	4.9×10^2	1.1×10^3	2.2×10^2
	全 窒 素	(mg/L)	0.83	1.9	8.5	9.2
	全 磷	(mg/L)	0.072	0.14	0.21	0.24
	全 亜 鉛	(mg/L)		0.016		
	ノニルフェノール	(mg/L)		<0.00006		
	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	(mg/L)		<0.0006		
健康項目	カドミウム	(mg/L)		<0.0003		
	全 シ ア ン	(mg/L)		不検出		
	鉛	(mg/L)		<0.005		
	六 価 ク ロ ム	(mg/L)		<0.02		
	ヒ 素	(mg/L)		<0.005		
	総 水 銀	(mg/L)		<0.0005		
	P C B	(mg/L)		不検出		
	トリクロロエチレン	(mg/L)		<0.001		
	テトラクロロエチレン	(mg/L)		<0.0005		
	ジクロロメタン	(mg/L)		<0.002		
	四 塩 化 炭 素	(mg/L)		<0.0002		
	ク ロ ロ エ チ レ ン	(mg/L)		<0.0002		
	1, 2-ジクロロエタン	(mg/L)		<0.0004		
	1, 1, 1-トリクロロエタン	(mg/L)		<0.0005		
	1, 1, 2-トリクロロエタン	(mg/L)		<0.0006		
	1, 1-ジクロロエチレン	(mg/L)		<0.002		
	シス 1, 2-ジクロロエチレン	(mg/L)		<0.004		
	1, 3-ジクロロプロパン	(mg/L)		<0.0002		
	チ ウ ラ ム	(mg/L)		<0.0006		
	シ マ ジ ン	(mg/L)		<0.0003		
	チオヘンカルボン	(mg/L)		<0.002		
	ベ ン ゼ ン	(mg/L)		<0.001		
	セ レ ン	(mg/L)		<0.002		
	1, 4-ジオキサソ	(mg/L)		<0.005		
	ほ う 素	(mg/L)		0.04		
	ふ つ 素	(mg/L)		0.09		
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)		1.2			

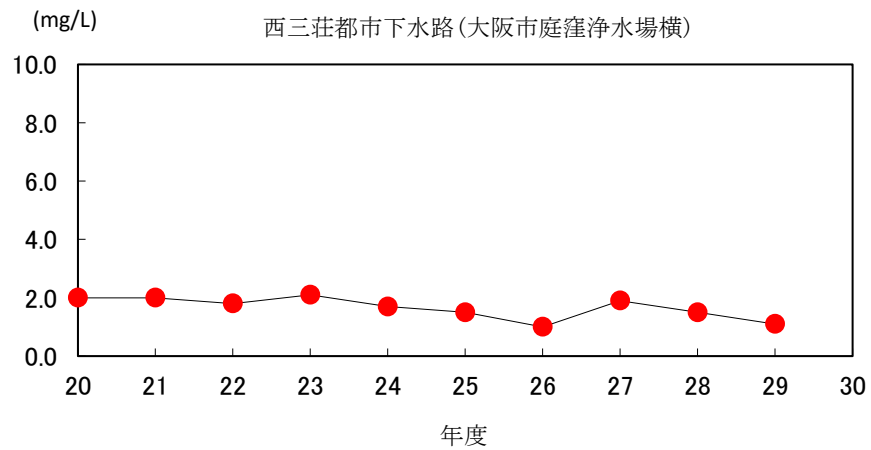
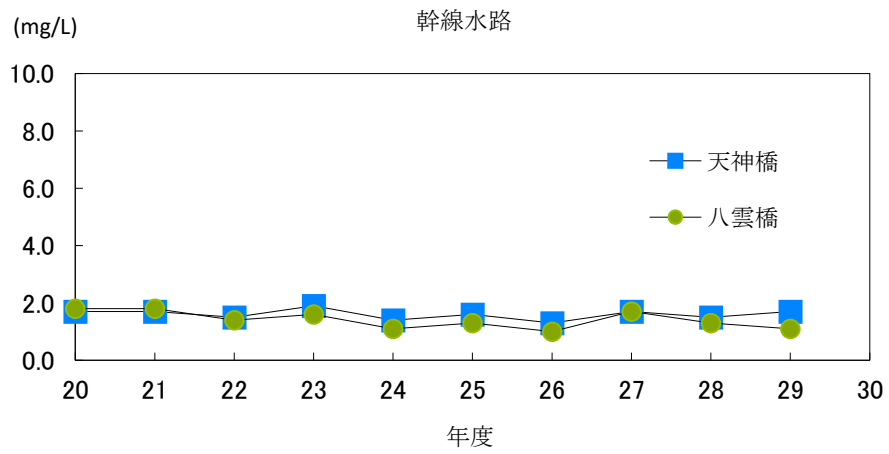
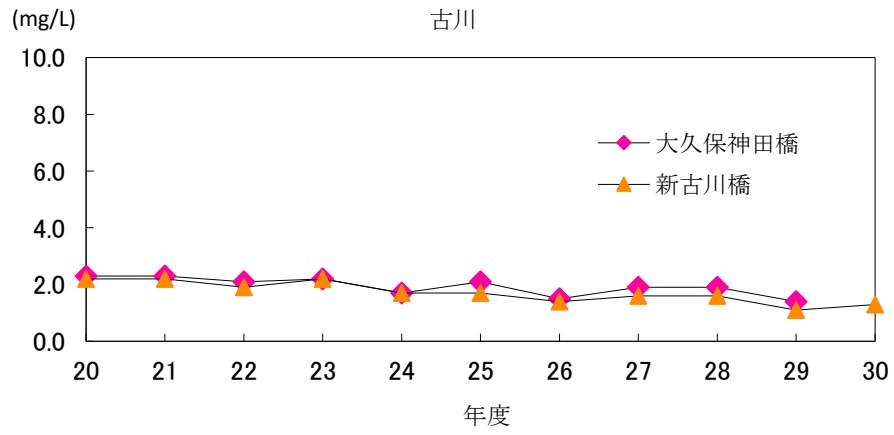


図 3-1-2 公共用水域の BOD 年平均値の推移

第3 地下水の水質調査

市域の全体的な地下水質の概況を把握するため4地点の井戸水について、府の地下水質測定計画に準じて、カドミウム等の27項目の項目の水質測定を実施しました。

国では、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち「地下水の水質に係る環境基準について」平成9年3月13日に環境告示第10号で告示しました。

地下水質の環境基準は表3-1-7のとおりで、水質調査結果は大宮地区においてクロロエチレンが検出されました。その他の地点では、すべての項目で環境基準を下回っていました(表3-1-8)。

表3-1-7 地下水質環境基準

項 目	環 境 基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
ヒ素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
クロロエチレン	0.002 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下

- (注) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。

表3-1-8 平成30年度地下水質調査結果

項目		地区			
		大久保地区	大日地区	八雲地区	大宮地区
一般項目	気 温 (°C)	31.7	32.1	33.2	32.8
	水 温 (°C)	19.0	19.1	20.1	19.4
	水素イオン濃度 (pH)	7.2	7.0	6.8	7.1
	透 視 度 (cm)	>100	>100	>100	>100
環境基準項目	カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	全シアン (mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出
	鉛 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム (mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	ヒ素 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	総水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	P C B (mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出
	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	クロロエチレン (mg/L)	0.0006	<0.0002	<0.0002	0.0098
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	1,3-ジクロロプロパン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	チウラム (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	シマジン (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	チオハニオンカルファト (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	ベンゼン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	セレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	1,4-ジオキサソ (mg/L)	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
	ほう素 (mg/L)	0.10	<0.06	0.13	0.17
	ふっ素 (mg/L)	0.28	0.08	<0.08	0.13
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	

備考 アルキル水銀については、原則として総水銀が0.0005mg/Lを超えた場合のみ測定を行うが、いずれの地点でも定量限界以下であった。

第 2 章 水 質 汚 濁 対 策

第 1 節 法律・条例に基づく規制

第 1 規制の概要

本市では、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法(以下「瀬戸内海法」という。)及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、特定施設または届出施設を設置する工場・事業場への規制及び公共用水域への排水水についての規制を行っています。

1日当たりの最大排水量が50m³以上の特定事業場において特定施設の新・増設、構造の変更等を行う場合には、瀬戸内海法に基づき許可を要することとされ、併せて事前評価を実施することとなっています。

1日当たりの最大排水量が50m³未満の特定事業場及び届出施設を設置する事業場にあつては、それぞれ水質汚濁防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、特定施設及び届出施設の新・増設、構造の変更等を行う場合には届出を行うべきものとされています。

また、上乗せ条例により、水質汚濁防止法に定める一律基準より厳しい排水基準を定めるとともに、大阪府生活環境の保全等に関する条例において汚水に係る規制基準を設定して濃度規制を行っています。さらに、1日当たりの平均排水量が50m³以上の特定事業場については、濃度規制に加えて化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量について、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」に基づき総量規制を行っています。

平成24年6月1日に水質汚濁防止法の一部が改正されたことにより、届出対象施設が拡大され、公共用水域に排出しない施設であっても、同法施行令第2条に規定する物質を使用及び貯蔵する場合には、新たに届出が必要となりました。この改正により、有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設に、構造等に関する基準遵守義務及び定期点検の義務が創設されました。

なお平成 25 年 1 月 1 日より、大阪版地方分権推進制度により、水質汚濁防止法に基づく権限が大阪府より本市に移譲されました。

第 2 水質汚濁防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制

水質汚濁防止法の規制対象は、排水を公共用水域に排出している特定施設及び有害物質を使用・貯蔵等する特定施設です。現在、特定施設としては、同法施行令第1条で水質汚濁防止を図る上で必要な施設が指定されています。

排水基準は、排水水の汚染状態について、汚水指標ごとの許容限度であり、国が定める一律基準と都道府県が条例で定める上乗せ基準とがあります。

規制対象となる有害物質は、同法施行令第2条に規定する物質です。

第 2 節 特定(届出)施設の設置工場・事業場の現状

第 1 公共用水域に排出している事業場の現状

水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく許可及び届出工場・事業場数は、平成31年3月31日現在3であり、総排水量は55,150 m³/日です。

第 2 公共用水域に排出していない事業場の現状

水質汚濁防止法に基づく、有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設を設置している事業場数は平成31年3月31日現在25であり、届出状況は表3-2-1のとおりです。

表3-2-1 有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設に関する届出状況

	設置（新設）	使用（既設）	変更	廃止	氏名変更	承継
水質汚濁防止法に基づく届出件数	0	0	0	2	4	0

表 3-2-2 有害物質使用特定施設・有害物質使用特定施設の設置数

有害物質使用特定施設							有害物質貯蔵指定施設
廃ガス洗浄施設	酸又はアルカリによる表面処理施設	電気めっき施設	写真現像の用に供する自動式フィルム	洗濯業の用に供する洗浄施設	洗 浄 施 設	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	有害物質貯蔵指定施設
14	23	9	1	3	26	15	8

第 3 節 水質汚濁対策

本市における水質保全対策については、水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく工場等の排水規制を行い、環境基準の「あてはめ」のないものについては、寝屋川水域（D類型）の数値を行政目標として、市域内河川及び水路の監視を行っています。

特に発生源対策としての工場立入調査については、大阪府の助言のもとで、排出水の採取検査、污水处理施設の適切な維持管理等排水基準の遵守について指導を行うとともに、総量規制基準の遵守状況、水質自動計測器の維持管理等の調査、指導を行っています。今後とも河川及び水路の監視強化の徹底を図り、水質保全に努めていきます。

第 4 節 地下水汚染対策

水質汚濁防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、有害物質を使用している工場・事業場に対して、有害物質を含む水を地下浸透しないよう、特定施設等の適正な管理・使用等について規制・指導を行い、地下水汚染の未然防止に努めています。

市域の概況調査として、毎年4ヶ所の井戸を選定し地下水の状況把握を行っています。一方、企業の自主的な調査により過去に使用されたトリクロロエチレン等の有機塩素系化合物による地下水汚染が判明した事業場については、事業場の自主的な浄化対策について指導していくとともに、周辺地域の地下水汚染の状況について継続して監視を行っています。

第4部 騒音・振動

第 1 章 騒音・振動の現況

第 1 節 騒音・振動の概況

騒音は各種公害の中でも日常生活に身近であるため問題となりやすく、感覚的であり慣れや個人差、また生活様式が多様化していることもあり、知らず知らずのうちに他人に迷惑をかけていることがあります。

振動は感覚的被害とともに壁、タイルのひび割れや瓦のずれなど財産的被害を伴うこともあります。

本市は大阪市の北東に隣接しているため、早くから都市化が進み、国道1号線を始めとする幹線道路が貫き、交通量の増大や車両の大型化が進行していたことから、自動車による騒音や振動、また住工混在による工場等からの騒音・振動が問題となり、近年はスナック等のカラオケ騒音など、発生源も多様化しています。

第 2 節 環境騒音の状況

環境基本法第16条の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として「騒音に係る環境基準」が定められています（表4-1-1）。

本市の環境騒音の状況は表4-1-2、図4-1-1のとおりで、測定地点は道路に面しない地域6地点とし、騒音の測定は昼間、夜間各2回の10分間測定を行っています。

平成30年度における環境基準の達成状況は、道路に面しない地域では、昼間、夜間ともに100%でした（表4-1-3）。

また、道路に面しない地域における支配的音源は自然音によるもので、昼間が66.6%、夜間が50.0%を占め、自然音の影響が大きいことがうかがえます（図4-1-2）。

第 3 節 自動車騒音・道路交通振動の状況

自動車交通は、都市における主要な騒音・振動の発生源となっており、交通量の増大、車両の大型化に伴い、幹線道路はもとより生活道路にも影響を及ぼしています。

自動車騒音の限度、道路交通振動の限度を表4-1-4、表4-1-5に示しました。

市内における主要幹線道路を対象とし、自動車騒音の常時監視（面的評価）を実施しています。道路に面する地域における環境基準の達成状況（面的評価）は表4-1-6のとおりです。守口市全体の環境基準の達成状況は、「昼間（午前6時～午後10時）・夜間（午後10時～午前6時）とも基準値以下」は91.0%であり、「昼間のみ基準値以下」は3.6%、「夜間のみ基準値以下」は0.2%、「昼間・夜間とも基準値超過」は5.1%でした。なお、平成30年度の面的評価では、沿道の14,062戸を評価対象としています。

市内幹線道路について8地点を選定し、地点ごとに3日間の連続測定を行い、併せて交通量調査を実施しています（表4-1-8、図4-1-3）。

自動車騒音の要請限度は平成12年3月、中央値から等価騒音レベルへの評価手法の変更等の改正がなされ、同年4月に施行されました。

平成30年度の本市の状況は、府道京都守口線以外の幹線道路については、要請限度以下でした。

表4-1-1 騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定

平成24年3月30日
守口市告示第84号

地域の 類型	基準値		該当地域
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から翌日 の午前6時まで	
A	55デシベル以下	45デシベル以下	本市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第8条第1項第1号に掲げる第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として定められた区域
B	55デシベル以下	45デシベル以下	本市の区域のうち、法第8条第1項第1号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	本市の区域のうち、法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域

ただし、道路に面する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとなります。

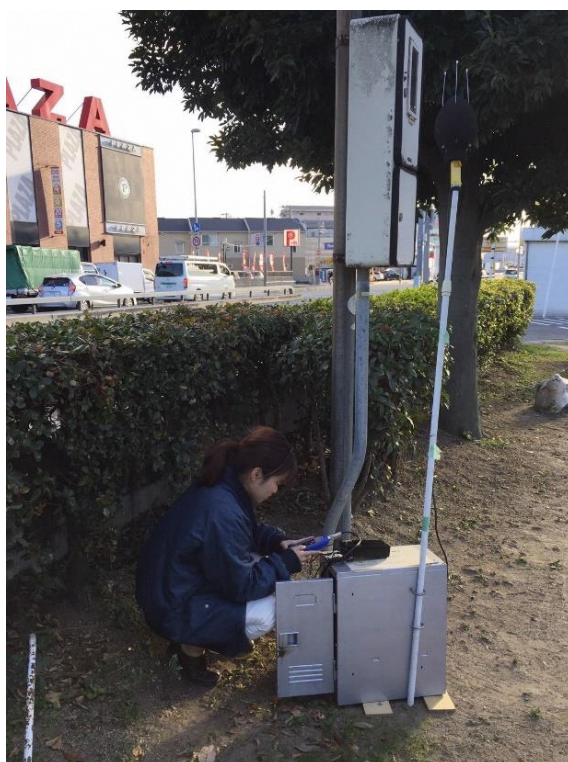
地域の区分	基準値	
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から翌日 の午前6時まで
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に上げるとおりとなります。

基準値	
昼間 午前6時から 午後10時まで 70デシベル以下	夜間 午後10時から翌日 の午前6時まで 65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

注

- (1) 「幹線交通を担う道路」とは次に掲げる道路をいうものとする。
 - ① 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る）。
 - ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第9項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路
- (2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 - ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - ② 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル



市内幹線道路における騒音・振動調査の様子

表4-1-2 平成30年度環境騒音測定結果

道路に面しない地域

番号	測定場所	用途地域	類型	騒音レベル (昼間)		基準 適否 Leq	支配的 音源	騒音レベル (夜間)		基準 適否 Leq	支配的 音源	土地 利用の 実態
				Leq	L50			Leq	L50			
1	弥治右衛門前公園	二種	A	49	41	55 ○	5	40	39	45 ○	5	2
2	大日東公園	三種	C	47	43	60 ○	5	46	45	50 ○	5	2
3	下島公園	二種	A	50	48	55 ○	5	41	40	45 ○	1	2
4	東郷北公園	三種	C	54	53	60 ○	6	45	44	50 ○	1	6
5	松月公園	二種	B	48	45	55 ○	5	45	40	45 ○	6	2
6	平代うさぎ公園	二種	B	51	49	55 ○	1	45	44	45 ○	5	2

支配的音源

- 1 自動車音
- 2 自動車以外の道路音
- 3 工場・事業所等の音
- 4 家庭音
- 5 自然音
- 6 特殊音
 - ア 航空機
 - イ 鉄道
 - ウ 建設作業
- 7 その他の音
- 8 不特定音

土地利用の実態

- 1 低密住宅
- 2 高密住宅
- 3 中高層住宅団地
- 4 住宅・商業
- 5 住宅・業務
- 6 住宅・工業
- 7 商業・業務
- 8 路線商業
- 9 工業
- 10 文教(学校)
- 11 厚生(病院)
- 12 官公庁
- 13 公園・緑地
- 14 空地
- 15 その他

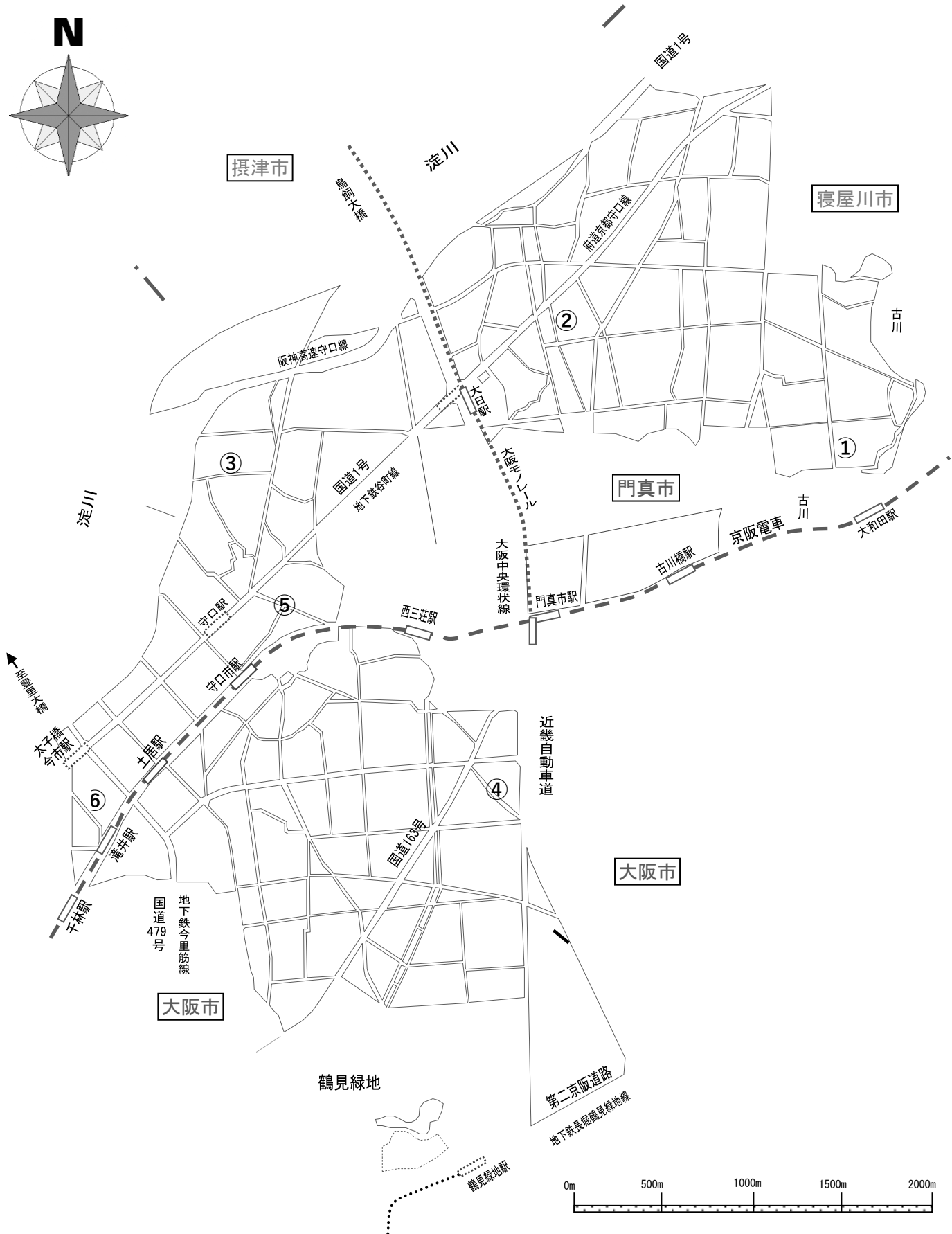


図 4-1-1 平成 30 年度環境騒音測定地点

表 4-1-3 環境基準達成状況

道路に面しない地域		昼 間			夜 間			合 計		
時間区分	地域区分	調査数	適合数	適合率%	調査数	適合数	適合率%	調査数	適合数	適合率%
	住 居 系 地 域	4	4	100.0	4	4	100.0	8	8	100.0
	準 工 業 系 地 域	2	2	100.0	2	2	100.0	4	4	100.0
	計	6	6	100.0	6	6	100.0	12	12	100.0

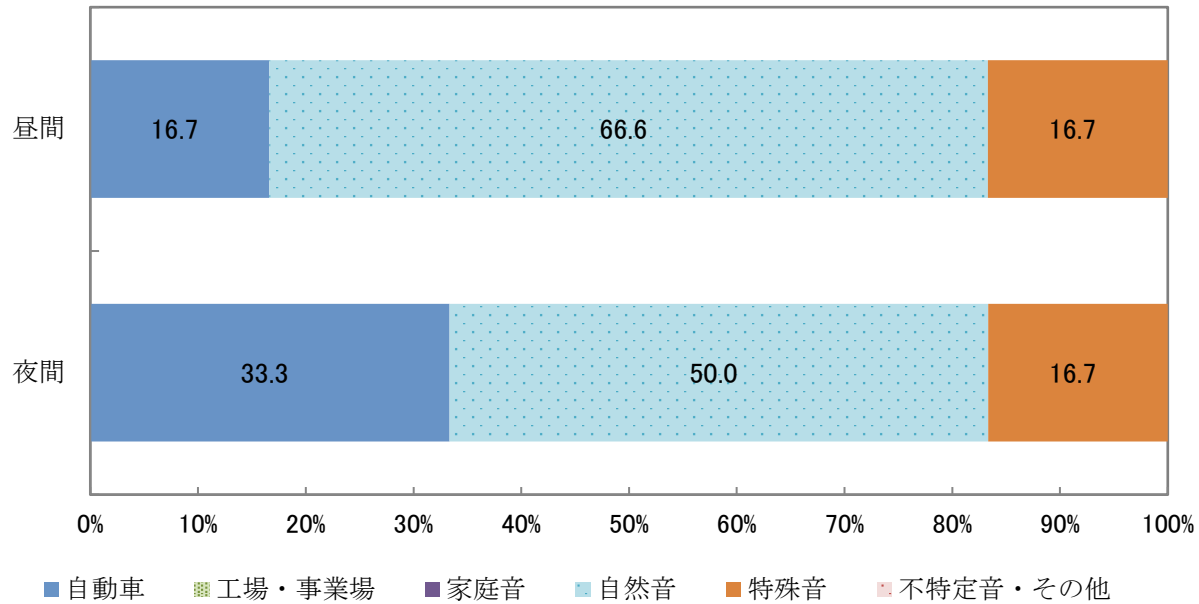


図4-1-2 道路に面しない地域の支配的音源の割合

表4-1-4 自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の 午前6時まで
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

上表に上げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲を言う。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

（注） a 区域、 b 区域、 c 区域とはそれぞれ次の各号に掲げる区域として守口市長が定めた区域をいう。

- （1） a 区域：専ら住居の用に供される区域
（第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域）
- （2） b 区域：主として住居の用に供される区域
（第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域）
- （3） c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
（近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域）

表4-1-5 道路交通振動の限度

区域の区分	時間の区分	昼間 (午前6時から午後9時まで)	夜間 (午後9時から翌日の午前6時まで)
	第1種区域		65デシベル
第2種区域		70デシベル	65デシベル

- （1） 第1種区域
都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
- （2） 第2種区域
都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

表4-1-6 道路に面する地域における環境基準の達成状況（面的評価）

（平成30年度評価区間）

評価区間		面的評価結果（戸数）					面的評価結果（％）				
		評価対象 住居等戸数 ①+②+③+④	昼夜とも 基準値以下①	昼のみ 基準値以下②	夜のみ 基準値以下 ③	昼夜とも 基準値超過 ④	評価対象 住居等戸数 ①+②+③+④	昼夜とも基準 値以下	昼のみ基準値 以下	夜のみ基準値 以下	昼夜とも基準 値超
阪神高速 大阪守口線	2015-5060-1	370	351	0	0	19	100	94.9	0.0	0.0	5.1
	2015-5070-1	1601	1590	0	4	7	100	99.4	0.0	0.2	0.4
大阪中央 環状線	2015-40230-1	135	77	53	0	5	100	57.0	39.3	0.0	3.7
	2015-40250-1	22	16	6	0	0	100	72.7	27.3	0.0	0.0
八尾茨木線	2015-40970-1	835	835	0	0	0	100	100	0.0	0.0	0.0
	2015-40970-2	75	75	0	0	0	100	100	0.0	0.0	0.0

表4-1-7 道路に面する地域における環境基準の達成状況（面的評価）

（守口市全体）

項目	面的評価結果（戸数）					面的評価結果（％）				
	評価対象住居 等戸数	昼間・夜間 とも基準値 以下	昼間の み基準 値以下	夜間の み基準 値以下	昼間・夜間 とも基準値 超過	評価対象住居 等戸数	昼間・夜間 とも基準値 以下	昼間のみ 基準値 以下	夜間のみ 基準値 以下	昼間・夜 間とも基 準値超過
全 体	14,062	12,803	513	33	713	100	91.0	3.6	0.2	5.1
近接空間	4,965	4,147	358	33	427	100	83.5	7.2	0.6	8.6
非近接空間	9,097	8,656	155	0	286	100	95.1	1.7	0	3.1

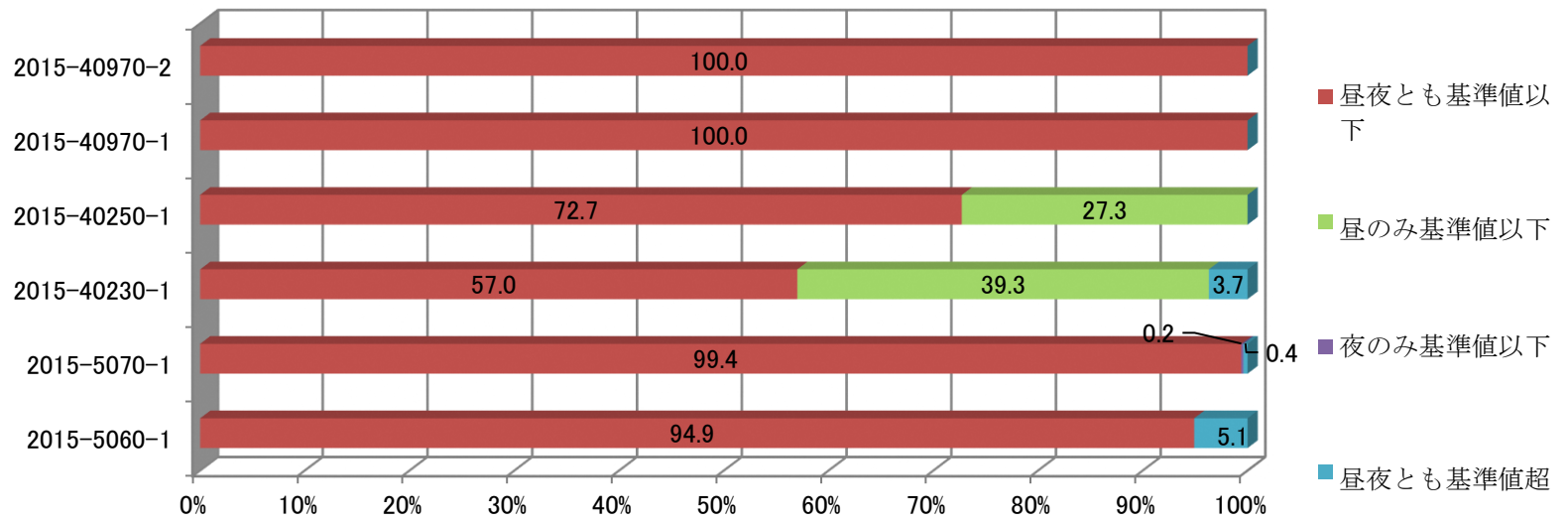


図4-1-3 道路に面する地域における環境基準の達成状況（面的評価）

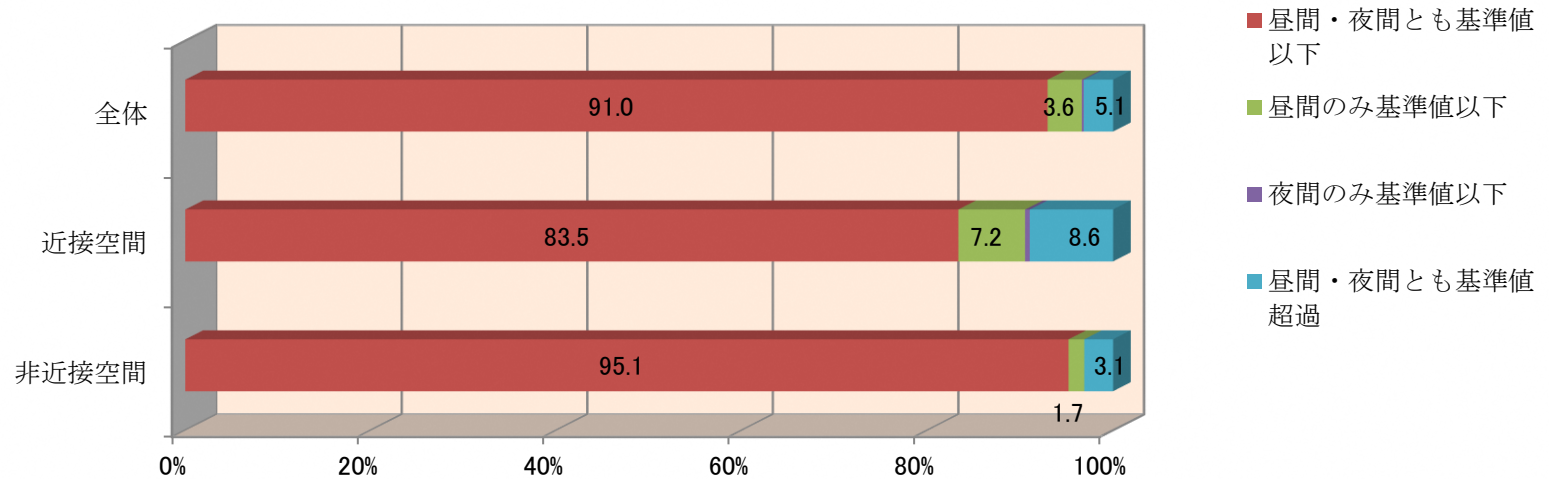
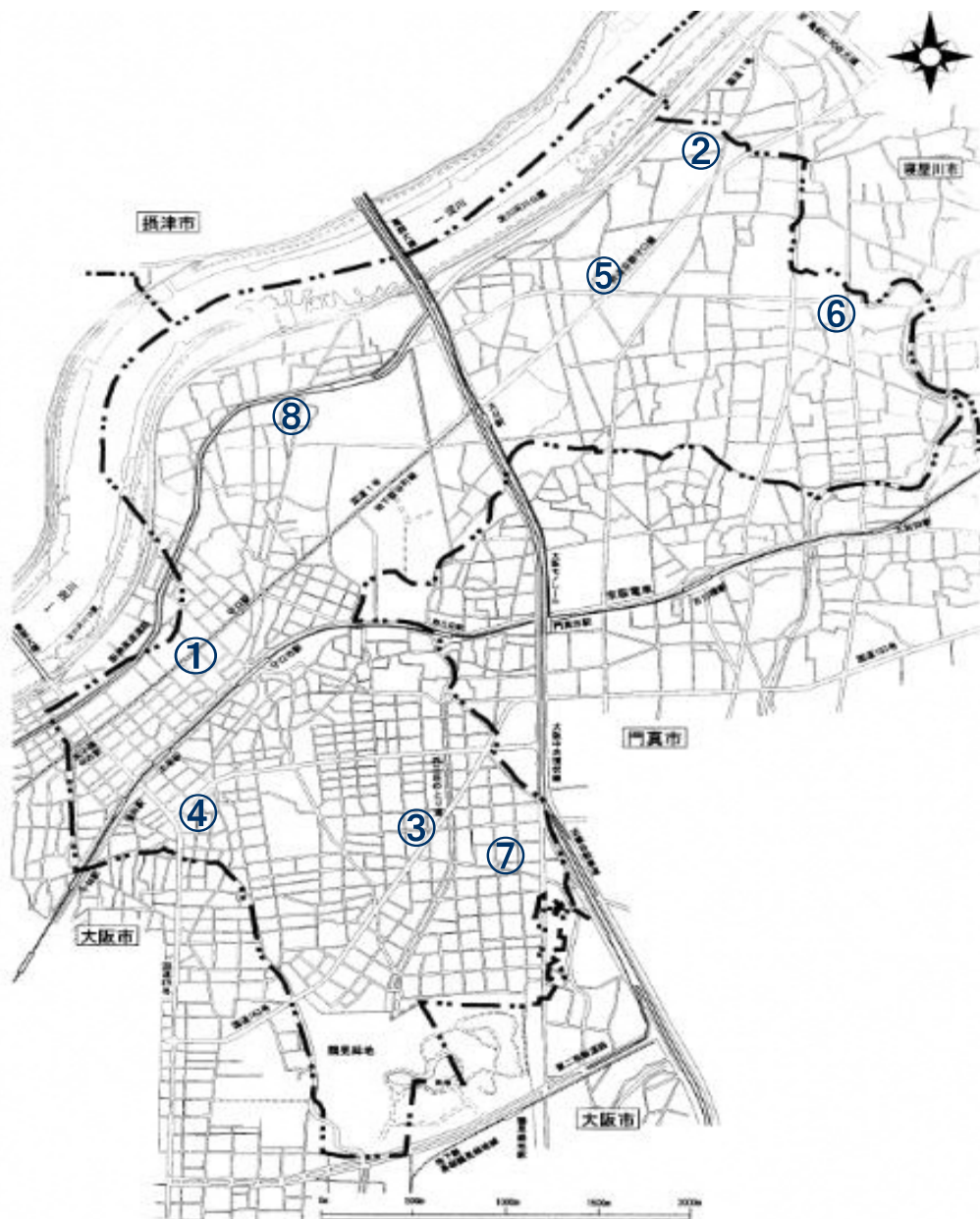


図4-1-4 道路に面する地域における環境基準の達成状況（面的評価）

表4-1-8 平成30年度市内幹線道路騒音・振動調査結果

番号	道路名 測定場所	用途 地域	時間区分	騒音			振動			交通量(台/10分)			
				騒音レベル	要請限度	適否	振動レベル	要請限度	適否	大型	その他	合計	大型車 混入率
1	国道1号線 守口市役所前	住居	昼間	67	75	○	38	65	○	77	347	424	18.1
			夜間	69	70	○	33	60	○	—	—	—	—
2	国道1号線 佐太小学校	商業	昼間	71	75	○	42	70	○	192	388	580	33.1
			夜間	69	70	○	36	65	○	—	—	—	—
3	国道163号線 大宮南公園前	住居	昼間	69	75	○	43	60	○	61	254	315	19.3
			夜間	61	70	○	35	65	○	—	—	—	—
4	国道479号線 小春町9番先	住居	昼間	64	75	○	41	60	○	56	225	281	7.0
			夜間	59	70	○	26	65	○	—	—	—	—
5	府道京都守口線 庭窪中学校	住居	昼間	73	75	○	41	65	○	64	353	417	15.3
			夜間	72	70	×	33	60	○	—	—	—	—
6	府道八尾茨木線 大久保中央公園	住居	昼間	67	75	○	37	65	○	9	93	102	8.8
			夜間	57	70	○	23	60	○	—	—	—	—
7	府道深野南寺方大阪線 大気第3測定局前	準工	昼間	65	75	○	35	70	○	16	92	108	14.8
			夜間	62	70	○	31	65	○	—	—	—	—
8	府道北大日竜田線 八雲小学校前	住居	昼間	64	75	○	37	65	○	4	55	59	6.8
			夜間	59	70	○	32	60	○	—	—	—	—

※騒音の測定は3日間の連続測定・振動の測定は1日の連続測定



地図番号	測定場所	道路名
1	京阪本通2丁目	国道1号線
2	佐太中町6丁目	国道1号線
3	大宮通4丁目	国道163号線
4	小春町	国道479号線
5	佐太中町4丁目	府道京都守口線
6	大久保町4丁目	府道八尾茨木線
7	菊水通4丁目	府道深野南寺方大阪線
8	八雲西町4丁目	府道北大日竜田線

図4-1-3 平成30年度市内幹線道路騒音・振動測定地点

第 2 章 騒音・振動対策

第 1 節 法律・条例に基づく規制

第 1 規制の概要

騒音規制法・振動規制法では、住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定し、この地域内において工場・事業場の活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について必要な規制をするとともに自動車騒音・道路交通振動の大きさが総理府令で定める限度を超えることにより、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、改善のための措置をとるべきことを公安委員会、道路管理者に対して要請又は意見を述べることができるとされています。

第 2 工場・事業場に関する規制

工場・事業場に係る規制は、指定地域(工業専用地域・飛行場の敷地及び工業用の埋立地を除く)内において圧延機械や機械プレス等を設置しようとするものはその旨を市長に届け出なければならず、これらの工場・事業場から発生する騒音及び振動を規制の対象としています。また、大阪府生活環境の保全等に関する条例では、原則としてすべての工場・事業場から発生する騒音・振動を規制の対象とし、これらの工場・事業場の敷地境界線における規制基準の遵守を義務付けています。

本市における特定施設の設置状況は表4-2-1、表4-2-2のとおりです。工場・事業場の新設及び特定施設が増設される場合は、事前の届出及び必要に応じて防音対策の指導を行い、特定施設のない場合においても、開発における事前協議の段階で紛争防止の観点から事前指導を行っています。

第 3 特定建設作業に関する規制

特定建設作業に関する規制は、指定地域内において、くい打機、掘削機械、さく岩機等の特定建設作業(表4-2-3、表4-2-4)を伴う建設工事を施工しようとするものはその旨を市長に届け出なければならず、これらの作業から発生する騒音及び振動を規制の対象とし、規制基準・時間制限等の遵守を義務付けています(表4-2-5)。

建設工事は、比較的短期間で終わるものの騒音、振動レベルが高いため苦情の要因となることが多いため、開発に伴う事前協議や特定建設作業実施届出書提出時に低騒音・低振動工法を採用し、付近住民への工事説明及び話し合いを十分行うよう指導しています。

平成30年度の特定建設作業実施届出書は512件で、そのうち最も多いのが「その他ショベル系掘削機械を使用する作業」であり、362件でした(表4-2-6)。

第 4 拡声機の使用等に関する規制

商業宣伝放送やカラオケ等の音響機器による騒音は、地域によってさまざまな様態をもつ問題であり、その実情に応じた適切な措置を講ずることが望ましい。

大阪府生活環境の保全等に関する条例において商業宣伝放送は、使用時間・場所・方法及び音量等について規制されています。また、スナック・居酒屋でのカラオケによる騒音については、音量・使用時間(午後11時から翌日午前6時まで禁止)・営業時間(午前零時から午前6時まで準住居地域を除く住居系地域で禁止)等の規制がされています。

表4-2-1 騒音規制法特定施設の届出状況

施設		区分	平成29年度届出数	平成30年度届出数	平成30年度末現在
1	金属加工機械		553	-3	550
2	空気圧縮機等		836	0	836
3	土石用破碎機等		0	0	0
4	織機		0	0	0
5	建設用資材製造機械		0	0	0
6	穀物用製粉機		0	0	0
7	木材加工機械		25	0	25
8	抄紙機		0	0	0
9	印刷機械		102	0	102
10	合成樹脂用射出成形機		181	0	181
11	鋳型造型機		0	0	0
計			1,697	-3	1,694

表4-2-2 振動規制法特定施設の届出状況

施設		区分	平成29年度届出数	平成30年度届出数	平成30年度末現在
1	金属加工機		652	-3	649
2	圧縮機		279	-3	276
3	破碎機		0	0	0
4	織機		0	0	0
5	コンクリートブロックマシン等		0	0	0
6	木材加工機械		0	0	0
7	印刷機械		0	0	0
8	ゴム練用又は合成樹脂練用 ロール機		47	0	47
9	合成樹脂用射出成型機		181	0	181
10	鋳型造型機		0	0	0
計			1,159	-6	1,153

表 4-2-3 騒音に係る特定建設作業

(騒音規制法第2条第3項、条例施行規則第52条)

特定建設作業の種類	届出	
	法の規制地域	※条例の追加規制地域
1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。） 2 びょう打機を使用する作業 3 さく岩機を使用する作業（注1） 4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） 6 バックホウ（原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（注2） 7 トラクターショベル（原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（注2） 8 ブルドーザー（原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（注2）	法の届出	条例の届出
9 6,7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20キロワットを越えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 10 コンクリートカッターを使用する作業（注1） 11 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	条例の届出	条例の届出

(注1) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

(注2) 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するもの（国土交通省が低騒音型建設機械として指定したものが該当します。）を使用する作業を除く。（この場合は9の条例での届出を行うことになります。）

表 4-2-4 振動に係る特定建設作業

(振動規制法第2条第3項、条例施行規則第52条)

特定建設作業の種類	届出	
	法の規制地域	※条例の追加規制地域
1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破砕機を使用する作業（注） 4. ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（注）	法の届出	条例の届出
5. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限る。）を使用する作業	条例の届出	条例の届出

(注) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

表 4-2-5 特定建設作業に係る規制基準
(騒音規制法第 15 条、振動規制法施行規則第 11 条、条例施行規則第 63 条)

規制内容	区域区分	規制基準
特定建設作業の場所の敷地境界上における基準値	1 号	騒音：85 デシベル
	2 号	振動：75 デシベル
作業可能時刻	1 号	午前 7 時から午後 7 時
	2 号	午前 6 時から午後 10 時
最大作業時間	1 号	一日あたり 10 時間
	2 号	一日あたり 14 時間
最大作業期間	1 号	連続 6 日間
	2 号	
作業日	1 号	日曜その他の休日を除く日
	2 号	

区域区分について

- 1 号区域：第 1・2 種低層住居専用地域、第 1・2 種中高層住居専用地域、第 1・2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途指定のない地域
工業地域及び条例の追加規制地域*のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域内の地域
- 2 号区域：工業地域及び条例の追加規制地域*のうち 1 号区域以外の地域
- *条例の追加規制地域：工業専用地域の一部、大阪国際空港のうち豊中市及び池田市の区域並びに八尾空港の敷地騒音・振動規制法第 3 条第 1 項の指定地域の境界から 300m 以内の地先及び水面



低騒音型の建設機械を示すステッカー



ショベル系掘削機械

表4-2-6 特定建設作業の実施の届出状況

作業の種類	年 度											
	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
くい打機等を使用する作業	7	11	1	7	8	4	5	7	0	1	6	
びょう打機等を使用する作業	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
さく岩機等を使用する作業	81	75	104	63	93	161	132	63	117	64	98	
空気圧縮機を使用する作業	9	2	10	11	19	7	9	31	55	0	17	
コンクリートプラント等を使用する作業	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
バックホウ（80kw以上）を使用する作業	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
トラクターショベル（70kw以上）を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ブルドーザー（40kw以上）を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	
その他のショベル系掘削機械を使用する作業	175	213	224	227	247	276	305	225	293	272	362	
コンクリートカッターを使用する作業	13	3	11	8	7	10	18	13	14	8	20	
鋼球を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
舗装版破砕機を使用する作業	0	0	0	0	0	2	2	2	1	0	0	



環境騒音測定の様子